

第3章 諸外国における規制に関する政策評価の実状

1. 規制影響分析

(1) 調査研究の対象とした事例

3-1-1 規制の分野にとらわれず幅広く対象を選定： 本調査研究では、特定の規制分野に偏らない形で複数国の事例を幅広く分析するため、下表のように米国、英国、カナダ及び豪州における RIA の評価事例（レポート）を収集し、分析した。以下、本項（第3章 1（2）～（9））では、RIA の基本的な分析項目について、主に諸外国における「評価ガイドライン」と「評価事例」から得られた情報を基に、項目ごとに特徴を整理する。

図表 3-1-1 調査研究対象とした評価事例

国名	府省名	本数	
米国	農務省 (USDA) Department of Agriculture	3	
	エネルギー省 (DOE) Department of Energy	5	
	保健福祉サービス省 (DoHHS) Department of Health and Human Services	1	
	うち、食品医薬品局 (FDA) Food and Drug Administration	5	
	住宅都市開発省 (HUD) Department of Housing and Urban Development	3	
	労働省 (DOL) Department of Labor	5	
	運輸省 (DOT) Department of Transportation	8	
	環境保護庁 (EPA) Environmental Protection Agency	11	
	連邦通信委員会 (FCC) Federal Communications Commission	1	
	連邦エネルギー規制委員会 (FERC) Federal Energy Regulatory Commission	2	
	会計検査院 (GAO) General Accounting Office	6	
	行政管理予算庁 (OMB) Office of Management and Budget	5	
	英国	環境・食糧・農村地域省 (DEFRA) Department for Environment Food and Rural Affairs	14
		運輸省 (DfT) Department for Transport	9
雇用・年金省 (DWP) Department for Work and Pensions		1	
保健省 (DOH) Department of Health		13	

国名	府省名	本数
英国 (続き)	貿易産業省 (DTI) Department of Trade and Industry	10
	食品基準庁 (FSA) Foods Standards Agency	7
	健康安全執行部 (HSE) Health and Safety Executive	7
	副首相府 (ODPM) Office of Deputy Prime Minister	8
	通信庁 (Ofcom) Office of Telecommunications (現在、 Office of Communications)	2
カナダ	農業食料省 (AAFC) Agriculture and Agri-food Canada	1
	環境省 (EC) Environment Canada	5
	保健省 (HC) Health Canada	6
	人的資源開発省 (HRDC) Human Resources Development Canada	2
	産業省 (IC) Industry Canada	3
	運輸省 (TC) Transport Canada	4
	食品検査庁 Food and Inspection Agency	1
豪州	司法省 Attorney-General	1
	漁業管理局 Australian Fisheries Management Authority	1
	証券投資委員会 Australian Securities and Investments Commission	2
	農林水産省 Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	2
	通信・情報技術・芸術省 Department of Communications, Information Technology and the Arts	4
	環境・遺産省 Department of Environment and Heritage	5
	保健・高齢省 Department of Health and Aging	1
	移民・多文化・先住民問題省 Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs	1
	交通・地域サービス省 Department of Transport and Regional Services	1
	豪州通信局 Australian Communications Authority	1
	豪州温室効果対策局 Australian Greenhouse Office	5
合 計		172

注) 個別の評価事例は、参考2「調査研究の対象とした事例一覧」を参照。

(2) 規制の目的・内容

評価ガイドライン等における規定事項

3-1-2 【米国】経済理論に照らして規制の必要性を立証： 米国行政管理予算庁（OMB：Office of Management and Budget）が作成した RIA ガイドラインである「OMB 通達 A-4」¹（以下「米国 RIA ガイドライン」という。）では、同国における RIA の実施根拠である大統領令 12866 から引用する形で、“連邦政府機関が制定、発布する規制は、法によって義務付けられるもの、法の解釈上必要なもの、又はやむを得ない公共ニーズ（公衆衛生・安全・環境、国民福祉を保護、改善する上で、市場の失敗がある場合等）によって必要になったもののみとすべきである”こと、また、“政府は規制によって取り組む問題を特定し、その重要性を評価しなければならない”ことを述べており、改めて、規制は必要最少限でなければならないという方針を示している。

その文脈において、当該規制が「市場の失敗」の是正に取り組むものであれば、市場の失敗に関する内容を定量的・定性的に説明すると共に、政府の規制により、経済的な観点から有益な状態を達成しうる（Do more economic good than harm）ことを立証しなければならないとしている。ただし、明確に市場の失敗が存在する場合であったとしても、連邦政府は、規制の代替案を検討する必要がある、その検討の上で規制を導入することが結論として導かれる場合には、当該規制が最善の問題解決法（best way to solve the problem）であることを示す必要がある、と記述されている。

米国 RIA ガイドラインでは、規制を通じた政府介入の必要性があるケースとして、「市場の失敗」を中心に次の 4 つのケースを想定している。

さらに、経済的規制（Economic Regulation）については、例として競争市場における価格統制、生産・販売割当、品質基準、雇用調整・参入規制等を列挙しつつ、規制導入の必要性を、経済理論及び実務経験の双方にかんがみてより厳密に検討し、立証しなければならない、と記述されている（第 3 章 1（9）「競争状況へのインパクト」98 頁を参照）。

米国 OMB “Circular A-4”（2003）

B．連邦規制措置の必要性（4～5 頁）

市場の失敗、または社会的緊急性

1．外部効果が存在する場合

¹ 2003 年 9 月に発表され、2004 年 1 月より発効した、OMB（2003）、***Circular A-4: Regulatory Analysis*** のこと。それ以前に公表されていた、OMB（1996）、***Economic Analysis of Federal Regulations Under Executive Order 12866***（通称、ベストプラクティス）と、OMB（2000）、***Guidelines to Standardize Measures of Costs and Benefits and the Format of Accounting Statements*** を差し替えたもの。

外部効果とは、ある経済主体の行為が他の経済主体に対して補償されることなく便益や費用を発生させる効果をいう。環境問題が典型例とされる。乱獲が懸念される共有資源（漁場など）や、消費の非排除性・非競争性を有する公共財（基礎科学研究や防衛）も外部効果の例である。

2. 企業による市場力（Market Power）の行使が可能な場合

ある企業が、価格上昇を狙って過少生産を行う場合、市場力の行使という。しかし、電力やガスのように、一者による大規模生産によってしか低価格が実現し得ないような場合（自然独占）独占を認める代わりに同時に価格規制などを課すこともあり得る。この場合、技術の進展によって、規模の経済にも変化が起き、自然独占から競争市場への転化が起これり得ることに留意しなければならない。

3. 情報の不完全性、非対称性が存在する場合

例えば、医療等に関する高度で複雑な情報を、消費者自ら評価することに著しい費用がかかる場合、政府が最低限の基準を保証することが考えられる。ただし、消費者が情報の処理を誤るおそれがあるだけでは、規制を正当化する十分な理由にはならない。

4. その他の社会的緊要性が存在する場合

政府業務の効率化、連邦議会が所得再分配を行う場合、社会規範に反する差別行為の禁止措置やプライバシーの保護、個人的自由の許容といった民主的国家を推進する場合にも規制を導入することが妥当になる可能性がある。

3-1-3 【英国】RIA の冒頭に政策目的等を明記： 英国内閣府（CAO：Cabinet Office）が作成した RIA ガイドラインである「より良い政策策定 - RIA ガイド」²（以下「英国 RIA ガイドライン」という。）では、政策目的を明確に述べなければならないとされており、政策が達成しようとしている内容や、想定される効果と帰着先について、RIA の最初の項目で記述することを求めている。また、その背景として、規制によって取り組む問題は何か、現在の状況及び現在の法的枠組みがどのようになっているのかを述べなければならないとしている。ただし、米国 RIA ガイドラインとは異なり、どのような場合に規制を導入すべきか、また導入すべきではないかということについては、述べられていない。

3-1-4 【カナダ】規制の目的に関する自問： カナダ財務委員会事務局（TBS：Treasury Board Secretariat）が作成した RIA ガイドラインである「規制プログラムに関する費用便益分析ガイド」³（以下「カナダ RIA ガイドライン」という。）では、規制案を検討する前に、「問題は何か」、「政府の介入は正当化されるか」、「政策の目的は何か」の 3 点を確認するべきである、と述べている。この文脈の中で、政府が問題と考えていることと一般国民が問題と考えていることが一致する場合でないと、政府が提供する解決策は有効にならないということ、及び完全に問題を除去することは困難であることから、政

² 2003 年 1 月に発表された、CAO（2003）, *Better Policy Making: A Guide to Regulatory Impact Assessment* のこと。それ以前に公表されていた、CAO（2000）, *Good Policy Making: A Guide to Regulatory Impact Assessment* を差し替えたもの。

³ 1995 年 8 月に公表された TBS（1995）, *Benefit-Cost Analysis for Regulatory Programs* のこと。

府の目的を検討する際には、次の自問を行うことが手助けとなると指摘している。

- ・問題は解決・除去できるのか。
- ・その問題がどの程度重要なのか。他の優先的事項と比較してどうなのか。
- ・すべての人（消費者・企業・専門家）が、問題が存在するという事に同意しているのか。
- ・重大な目的と、それほど重大でない目的とを区別することができるか。

3-1-5 【豪州・ニュージーランド】まず問題と目標を明確化： 豪州生産性委員会（PC：Productivity Commission）が作成した RIA ガイドラインである「規制ガイド」⁴（以下「豪州 RIA ガイドライン」という。）では、RIA の第一段階として、「規制を通じて取り組む問題」と「規制が取り組む目標」とをそれぞれ記述することを求めており、まずは問題の性質と規模についての情報から、社会・環境的、公平な目標の設定、若しくは経済的観点から「市場の失敗」を特定するべきであるとしている。取り分け、市場の失敗が問題を引き起こしていると考えられる場合には、どのような市場の失敗であるのかを特定しなければならないとしており、この段階で問題を明確に特定しておかないと、過剰規制の導入、問題が解決されない等の危険性が生じる、と指摘している。

さらに、RIA の第二段階では、「政府行動の目的は何なのか」と「現在、何らかの規制・政策が採られているのか」を明らかにしなければならないとしている。この文脈で、あくまで規制導入は問題解決の「手段（measure）」であって「目的（end）」ではないという点が強調されており、規制の効果（あらかじめ規制を正当化すること）を前提にして述べるべきではない、という旨が記されている。

ニュージーランド旧商務省（MOC：Ministry of Commerce）が作成した RIA ガイドラインである「RIS 準備ガイド」⁵（以下「ニュージーランド RIA ガイドライン」という。）でも、豪州のケースと同様に、まず「規制を通じて取り組む問題の性質・程度」と「規制が取り組む目標」とを特定する、という形式が採られている。

⁴ 1998 年 12 月に発表（改定）された PC（1998）、***A Guide to Regulation*** のこと。現在のガイドラインは第 2 版。

⁵ 1999 年 3 月に発表された MOC（1999）***A Guide to Preparing Regulatory Impact Statements*** のこと。現在は経済開発省（MED：Ministry of Economic Development）。

評価事例における取組実態

3-1-6 規制の目的の記述は具体的： 個々の評価事例を見ると、ほとんどの RIA において、分析対象とする規制の政策目的（規制目的）については具体的に記述されている。ただし、米国 RIA ガイドライン等で求めている「市場の失敗」に代表される「規制の必要性」についての分析や記述の有無・程度については、各国・各規制所管府省・各事例に大きなばらつきがある。

➤ 米国労働省職業安全健康局（DOL/OSHA : Department of Labor, Occupation Safety and Health Administration）“Occupational Exposure to Bloodborne Pathogens”

主に衛生関係の職場における血液感染による疾病の発生を防止することを目的として、血液感染対策の基準を設定し、遵守義務（職場や従業員に対する基準設定、予防接種、機器設置、防護服着用、被服洗濯、教育等）を課す内容が記述されている。

➤ 英国保健省（DOH : Department of Health）“Proposal to Prohibit Kavakaba (Piper Methysticum) in Unlicensed Medicines”

無認可薬品の中に含まれる kavakava という植物成分によりまれに肝臓障害が起きることが判明したため、国民の健康被害防止を防ぐことを目的として、この販売を禁止するという規制内容となっている。

➤ カナダ保健省（HC : Health Canada）“Tobacco Products Information Regulations”

国民の健康・安全性の向上を図るため、ラベリング・表示によって、消費者への情報提供を促すことを目的としている。規制内容は、健康への危険性を警告する表示ラベルのパッケージ面積割合を 25% から 50% に拡大し、警告メッセージを強化することとなっている。

➤ 英国副首相府（ODPM : Office of Deputy Prime Minister）“The Building Regulations, Fire safety regulations”

建物火災における人（消防士を含む）の安全性向上を目的に、非常口、煙探知機など 15 分野における規制を見直し、防災対策として、ビル・住宅の建築上の基準と、装置等の設置基準を定めた内容となっている。

➤ 米国エネルギー省（DOE : Department of Energy）“Federal Energy Regulatory Commission's Proposal for Standard Market Design”

電力市場における標準的市場において、以下の 8 点を確保するために、各分野における制度設計（rulemaking）を行うものである。複数の計量経済モデルを用いて、発電インフラと消費者価格計算を行い、消費者小売価格や卸売価格の低下を示している。独立送電網運営者（地域レベル）長期双方向契約市場、透明性のある価格による自発的・短期的なスポット市場、地域取引計画、価格シグナル、売買取引権、市場の力に対するミティゲーション措置、地域資源確保要求

➤ 英国貿易産業省通信庁（DTI/Oftel : Department of Trade and Industry, Office of Telecommunications）“Wireless Telegraphy (Exemption) Regulation 2003”

無線通信に係る技術革新を受けて、無線通信市場への新規参入を促進し、競争を通じた消費者にとっての選択肢の増加を図るため、事業者使用帯域の制限を撤廃するという規制緩和内容である。

(3) ベースラインの設定

評価ガイドライン等における規定事項

3-1-7 【米国】費用・便益の比較対象として設定が必須： 米国 RIA ガイドラインでは、ベースラインは、当該規制案を実施しなければ社会状況がどのようになるのかを最も適切に描写するものでなければならないこと、規制案のもたらす便益や費用を計算する際には、このベースラインと比較して計算する必要があること、規制の便益や費用の評価は、同一のベースラインとの対比によらなければならないことがそれぞれ述べられている。さらに、合理的であるならば、複数のベースラインを設定して、それぞれのベースラインでの費用・便益を計算することも認められている。

米国 OMB “Circular A-4” (2003)

E. 便益・費用の特定と計測 (15 頁)

一般的事項

適切なベースラインの設定には、以下の潜在要因を十分に考慮する必要がある。

- ・当該市場の発展
- ・便益や費用に影響を与える外部要因の変化
- ・当該府省及び他府省による規制の変更
- ・対象者の規制遵守程度（当該規制、他の規制）

なお、当該規制案が制定法上の義務付け（Statutory Requirement）について述べているだけなら、ベースラインとしては法制定以前の状況（Pre-statute Baseline）を用いるべきであり、当該規制案が裁量権の範囲の変更に係るものである場合には、その変更による差分を評価するために、法制定以後の状況（Post-statute Baseline）をベースラインとすることとされている。

3-1-8 【英国】明確な定義はない： 英国 RIA ガイドラインでは、ベースラインの設定は、「Initial」版⁶RIA で、代替案の設定と時期を同じくして検討することとされているが、ベースラインそのものについての明確な定義はない。ただし、同ガイドラインでは、後述する代替案との比較検討（第 3 章 1（4）「代替案との比較検討」51 頁を参照）の項において、現状維持、すなわち現在の市場に政府は介入せず、新たな規制の導入（または緩和）を行わない、というケースを「代替案の 1 つ」として設定することと、その他の

⁶ 英国における規制制定過程で計 3 回作成・改定される RIA のうちの第 1 段階のもの。詳しくは図表 2-2-7「英国における規制制定過程と評価」31 頁を参照。

代替案との比較考量を行うことを要請しており、事実上のベースラインの設定及びベースラインとの比較の観点での費用・便益の分析を行うことを要請している。

英国 Cabinet Office “ Better Policy Making ” (2003)

第2章 「Initial」版 RIA：早期の政策立案段階 (11頁)

2.3 現状維持 (do nothing) / ベースケース (base case) も含め、規制及び非規制手段の代替案を設定する。

3-1-9 現状の問題についての「リスク評価」: 一方、英国 RIA ガイドラインで強調されているのは、政策が取り組もうとしている問題について、現状 (規制を導入しない状態) のままであるならば誰にどのようなリスクが生じるかという分析であり、これを RIA の分析項目の 1 つとして記述しなければならないこととなっている (リスク評価: Risk Assessment)。具体的には、環境、あるいは消費者や労働者の安全・健康に対するリスクについて、被害の発生状況や発生確率を、可能であるならば数量化して説明し、数量化が困難な場合には、定性的なデータを用いて説明することが要請されている。また、これらのリスクが分析の対象とする期間内に増加する可能性が高いのか、それとも減少する可能性が高いのかについて考慮すべきこと、分析の対象とする期間についても、放射能物質のように超長期にわたって考慮しなければならないケースがあることなどが指摘されている。このような分析によって、提案されている規制から生じる便益の程度を評価することが容易になると指摘されている。

なお、「Partial」版 RIA や、「Full/Final」版 RIA では、「Initial」版 RIA 段階で実施されたリスク評価について、更に詳細な分析や (可能であれば) 数値化が求められる。

英国 Cabinet Office “ Better Policy Making ” (2003)

第2章 「Initial」版 RIA：早期の政策立案段階 (12頁)

2.9 リスクの評価と政策目的の記述の間には、関連性がある。・・・リスク評価のセクションでは、政策が取り組もうとしている問題やリスクを、可能ならば数量化して説明すべきである。

第3章 「Partial」版 RIA (25頁)

3.1 リスク項目は「Initial」版 RIA におけるリスク評価に基づいて記述する。ただし、政策提案によって取り組もうとしているリスクや有害性の分析については、より詳細かつ精確に数量化して記述する必要がある。

3-1-10 【カナダ】 便益・費用算定の前提として設定は必須： カナダ RIA ガイドラインでは、規制案の便益、費用を算定するための前提として、ベースラインを設定することが求められている。ベースラインとして想定されているのは、政府として「何もしない場合」である。このとき、便益や費用を算定するために設定された各指標が、将来どのように変化するかを分析することが求められる。そしてこれを基に規制が存在する場合と存在しない場合とを比較することを求めている。

カナダ Treasury Board Secretariat “Benefit-Cost Analysis Guide for Regulatory Program” (1995)

第3章 便益 (28頁)

ベースラインの設定

便益を推計するために、規制が存在する場合と、存在しない場合との便益に関する指標値を比較する。言い換えれば、規制によってもたらされる便益の価値は、規制が存在する場合の指標値と、規制が存在しない場合の指標値との差分と等しい。例えば、職場の安全・健康のために新しい規制を導入することにより、ある特定の事故が毎年 10,000 件から 6,000 件に減るであろうと推定したとする。この場合の便益の推計は、毎年 4,000 件の事後が避けられるということになる。…

…通常、ベースライン(すなわち、何もしない場合)の決定は容易である。一般的に、将来の状況は現在の状況と似ていると仮定することができる。もし、政府が何も行わないのであれば、将来における指標値は現在の指標値と同一になるであろう。しかしながら、この考え方はある種の問題に対処するための規制の場合には当てはまらない。魚の資源量を維持するための規制の例を考えてみよう。提案された規制案は、将来的な魚の資源量の減少を食い止めることを目的としている。この場合のベースラインは、もし政府が何も行わなかった場合に起きるであろう魚の数が減少している状況である。ベースラインを設定するためには、現在の魚の減少量を推計し、それを将来に適用することが必要となる。

3-1-11 【豪州・ニュージーランド】 明確な記述なし： 豪州 RIA ガイドラインでは、ベースラインの設定に関する記述はない。ニュージーランド RIA ガイドラインでも、ベースラインについての記述は存在しないが、代替案の一つの例として「現状維持」(Status quo) が挙げられている。「現状維持」は、現在の政策を維持する場合よりも悪い結果が起きかねない代替案を選択しないようにするためにも、常に他の代替案と比べられるべきものである、と記述されていることから、他国におけるベースラインの概念に近いと考えられる。

評価事例における取組実態

3-1-12 ベースラインの設定は事例によって様々： 規制の対象・目的によって必要となるデータは当然に異なるため、ベースラインの設定は事例ごとに様々な形で行われている。また、多くの事例では、ベースラインとしての現状を表現する際に、既存の統計データをそのまま活用するのではなく、先行研究や他の分野の統計データ等を駆使して、独自に数字を算定していることが多い。以下では、ベースラインの設定の事例を示す。

【米国の事例】

▶ 米国運輸省国家高速道路交通安全局（DOT/NHTSA：Department of Transport, National Highway Traffic Safety Administration）“Final Economic Assessment Tire Pressure Monitoring System FMVSS No. 138”

旅客用車両に「タイヤ空気圧測定装置（TPMS）」の装着義務を課すことにより、車両事故による死傷者数の削減を実現する規制についてのもの。本 RIA では、第 4 章（Target Population）において、現状における被害（事故件数）の状況を計算している。具体的には、規制案の導入によって回避可能と考えられる、「横滑り・制御不能状態を原因とする事故のうち、タイヤの空気圧低下が主要因である事故の割合」、「停止距離の短縮による事故回避の割合」、「パンク発生を原因とする事故のうち、タイヤの空気圧低下が主要因である事故の割合」の 3 つの状況の回避リスクを計算して、その結果を基に対象となる人口を計算している。

▶ 米国労働省（DOL）“Regulatory Impact and Regulatory Flexibility Analysis Occupational Exposure to Bloodborne Pathogens”

主に衛生関係の職場における血液感染対策の基準（職場、従業員に対する、基準設定、予防接種、機器設置、防護服着用、被服洗濯、教育等）を設定することにより、血液感染による疾病の発生を防止する規制についてのもの。本 RIA では、B. 業界の概要（Industry Profile）において、血液感染のリスクのある 24 種類の職種を特定して、その職種別にリスクを負う層（人数）を算定している。この算定に際して、労働省は「既存の統計データ」、「パブリック・コメント」、「（当該規制のための）サーベイ」の 3 種類のデータを活用している。

▶ 米国環境保護庁（EPA：Environmental Protection Agency）“Regulatory Impact Analysis For The Proposed Ground Water Rule”

地下水を水源とする水道水に含まれているウィルス、バクテリアを除去することにより公衆衛生水準（死亡者数、疾病者数の低減）を向上するため、水道水の供給を所管する州政府等に対して、水質管理に関する一定基準を要求する規制についてのもの。本 RIA では、第 4 章（Baseline Analysis）において、「死傷者数 = リスクに晒される人数（地下水利用者）× 感染率（1983 年、NRC：National Research Council の分析モデルをベースに構築した環境庁のリスク評価モデル）」という算定式により、現状のリスク発生状況（A 型ウィルス：死亡者 1 名・疾病者 133,498 名、B 型ウィルス：死亡者 14 名、疾病者 34,157 名）を算定している。

【英国の事例】

- 英国運輸省 (DfT : Department for Transport) “Proposal for an offence of using a hand-held mobile phone while driving”

これまで直接規制されていなかった「運転中の携帯電話使用」の新たな規制についてのもの。本 RIA では、リスク評価の章 (Risk Assessment) において、「運転中の携帯電話の使用が危険であることは経験的に明確である」との前提に立ち、そのリスク発生状況を、既存のデータや先行研究が存在しないことを利用に、仮定として (携帯電話による) 事故発生率を事故総数の 1% として算定している。

- 英国保健省 (DOH) “EU Directive 2001/37/EC on the Manufacture, Presentation and Sale of Tobacco ”

たばこのラベル表示に関する英国国内法を、EU 指令 2001/37/EC に適合させる規制についてのもの。具体的には、たばこメーカーに対して、ニコチンやタールの含有量と、それらが健康に与える影響についての表示を求めるもの。本 RIA では、リスク評価の章 (Risk Assessment) において、内外の先行研究のデータを引用して、現状のリスクとして、「喫煙習慣を起因とする死者の数 = 約 120,000 名」、「喫煙に関連する医療費 = 約 20 億ポンド」を算定している。

- 英国保健省 (DOH) “The Health Service Medicines (Control of Prices of Unbranded Medicines) Regulations 2000 ”

供給不足による市場価格の急騰を防止するため、政府が一時的に一般薬品の市場価格の上限を設定する規制についてのもの。本 RIA では、「本規制ではリスク評価は不適當」と記載している。

- 英国副首相府 (ODPM) “The Building Regulations 2002 (Part B: Fire Safety) (Recognition of harmonized European system of fire testing) ”

EU 域内の貿易障壁を取り除くことを目的とした建設資材指令 (Construction Products Directive: CPD) により、EU にて統合された基準を英国内でも適用する規制についてのもの。本 RIA では、「火災による死傷者数の増減には影響を与えないものでリスク中立的である (中長期的には火災による死傷者数は若干減少) 」と記載している。

(4) 代替案との比較検討

評価ガイドライン等における規定事項

3-1-13 【米国】選択・設定の理由と共に明記： 米国 RIA ガイドラインによれば、代替案として考慮すべき数や、そのうちのどれを選ぶかは、「判断の問題である (a matter of judgment)」としつつも、分析においては、当該規制案の代替案を設定し、そのいずれを選択するかについて、その理由と共に明記しなければならないこととされている。代替案の種類としては、規制だけではなく、インセンティブが働き柔軟性が高いとされる課徴金や情報宣伝などの手段も推奨されている。また、規制であっても、発効日を変更して経過措置期間を設けたり、企業規模や地域ごとに要件を変えたりすることを検討すべきである、と述べている。さらに、規格・基準に関する規制については、性能規定型 (Performance-based) の規制の方が、細部の詳細な設計まで縛るものよりも利点がある、と述べられている。

米国 OMB “Circular A-4” (2003)

C. 代替的な規制アプローチ (7 頁)

- ・ 制定法によって定義される他の選択的手法
- ・ 異なる発効日
- ・ 異なる強制手段
- ・ 異なる束縛水準
- ・ 企業規模に応じた要件
- ・ 地域ごとに異なる要件
- ・ 詳細な設計基準 (Design Standards) よりも性能基準 (Performance Standards)
- ・ 直接規制よりも市場指向アプローチ
- ・ 情報提供手段

E. 便益・費用の特定と計測 (16 頁)

一般的事項

一連の代替案が存在する場合は、少なくとも 3 つの代替案について分析すべきである、

当該規制案

当該規制案よりも厳しいため、便益が大きい (そして恐らくは費用も大きい) 規制案

当該規制案よりも緩やかなため、便益が小さい (そして恐らくは費用も小さい) 規制案

また、同ガイドラインでは、ベースラインと比較する際には、総費用、総便益だけでなく、増分費用や増分便益も示すことが求められている。

さらに、多数の規制条項 (Regulatory Provisions) からなる法規 (rule) については、個々の規制条項ごとに、条項がある場合と無い場合を比較する視点 (with-without) から費用便益分析を実施することが原則とされ、純便益の大きさによって評価すべきことが記されている。ただし、組合せ数が多く、規制条項同士の相互作用が広範囲に及ぶ場合には、最も重大で関連性のある規制条項を選択して分析を行うこととされている。

3-1-14 【英国】現状維持を含め広範に検討： 英国 RIA ガイドラインでも、分析においては、現状維持 (do nothing) を含め、広範囲の代替案を設定することが求められている。規制は必要ないかもしれないという観点から、代替案として、現状維持、自主規制、情報提供、財政的インセンティブ (税制措置、価格統制等) 品質保証マーク、市場投入前の評価スキーム、市場投入後の排除スキームなど、多数の例が示されている。また、発効日の延期や中小企業の除外、規制範囲の削減、強制手段の変更など、規制そのものについての代替案も考慮すべきであることが記されている。新たな手段の導入だけでなく、既存の手段によっても、問題が解決可能かどうかも考慮すべきであることが述べられている。なお、同ガイドラインの付録 2 には、これらのうちのいくつかの代替案についての解説が紹介されている⁷。

英国 Cabinet Office “Better Policy Making” (2003)

第 2 章 「Initial」版 RIA：早期の政策立案段階 (13 頁)

2.15 それぞれの代替案が、政策目標を達成する上でどのように貢献するのかを説明する。規制案は、この規制によって影響を受けるであろう経済主体に対する現在の要求事項や義務と、どのように適合するかを考える。

2.16 各代替案については、施行の延期、中小企業の免除、要求事項範囲の縮減等も含まれる。

各代替案については、その実施に伴うリスクも考慮することが求められる。「Initial」版 RIA 段階では、潜在的なリスクを概観し、一般的な判断を示すだけで良いこととなっている。しかし、次の「Partial」版 RIA 段階では、「Initial」版 RIA で検討された代替案を含め、代替案の遂行に関しては、より徹底的な分析が必要であることが規定されており、その際には、これまでに導入された同種のスキームとの比較が有用であることが述べられている。

⁷ 詳しくは図表 4-5 「英国における代替案の提示例」144 頁を参照。

3-1-15 【カナダ】規制及び非規制を含め広範に検討： カナダの RIA 実務者ガイドである「RIAS 作成者のための手引き」⁸では、RIA においては「代替案はない」との記述は避けるべきであると指摘されるとともに、規制及び非規制の双方の代替案を検討する必要性について述べている。そして RIA では、それら各代替案の概要と共に、なぜこれらの代替案が採用されなかったのかを明快に説明することを求めている。その際には、各代替案をそれぞれ独立した段落（パラグラフ）にて取り扱うように求めている。なお同実務者ガイドには、当該規制案が、既存規制の微少な改正の場合、若しくは法律に既に規制内容・形式が規定されている場合には、代替案の設定は任意（optional）であることも示されている。

3-1-16 【豪州・ニュージーランド】規制・非規制を含め広範に検討： 豪州 RIA ガイドライン、ニュージーランド RIA ガイドラインとも、規制の範ちゅうの中での代替案、非規制手段としての代替案の双方の例を、複数示している。このうち、豪州では、規制的手段としての代替案として、次の 4 つを示している。

自主規制（Self-regulation）

- ・事業者（産業界）のみによる自主規制や行動規範

準規制（Quasi-regulation）

- ・政府が事業者（産業界）に何らかの影響力を行使する形での行動規範、ガイダンス、認証など

共同規制（Co-regulation）

- ・事業者（産業界）の取組に政府が法的基礎を与えるもので、政府の義務付けに事業者（産業界）が上乗せするような場合も含まれる。

政府規制（Explicit government regulation）

また、非規制手段としての代替案としては、次の手段が挙げられている。総じて、英国 RIA ガイドラインで示されている代替案例と類似している。

⁸ 1992 年 8 月に公表された TBS（1992）, *RIAS Writers' Guide* のこと。

- ・ 特別の行動なし⁹
- ・ 情報提供及び教育キャンペーン
- ・ 市場メカニズムを用いた手法
- ・ 取引可能な所有権 (tradeable property)
- ・ 事前評価
- ・ 事後排除
- ・ サービス指標
- ・ 基準 (standards)
- ・ その他の手段

ニュージーランド RIA ガイドラインでは、豪州のように規制手段・非規制手段の区分はしていないが、検討すべき代替案として挙げられているのはほぼ同様の手段である。

NZ MOC “A Guide to Preparing Regulatory Impact Statements” (1999)

Part2 規制影響分析の準備のための推奨ガイド：実施可能な代替案の特定 (8頁)

- ・ 政府の介入なし¹⁰
- ・ 現状維持
- ・ 現在の規制の拡張
- ・ 強制手段の強化
- ・ 情報提供及び教育キャンペーン
- ・ 経済的手段：税、補助金、取引可能な所有権など
- ・ 自主基準/行動規範
- ・ 自主規制
- ・ 共同規制

⁹ 第3章1(3) ベースラインの項参照。

¹⁰ 第3章1(3) ベースラインの項参照。

評価事例における取組実態

3-1-17 代替案の設定内容・数は様々： RIA 実施の際に設定する代替案の内容・数は、事例により様々である。以下のような設定事例が多い。

- ・ 規制を「導入する場合」と「導入しない場合」とで代替案を設定
- ・ 規制の「実施程度」により段階的な代替案を設定
- ・ 課題への「対策案の組合せ」で代替案を設定
- ・ 規制の「遵守期限」に着目して代替案を設定
- ・ 同一目的を達成するための「異なる手段」を代替案として設定
- ・ 「利害関係者の提案」を代替案として設定
- ・ 代替案の設定がない場合

【規制案を「導入する場合」と「導入しない場合」とで代替案を設定】

英国に多い代替案の設定方法である。これは、特に EU 指令や国際基準等を国内に適用する際に採用される代替案の設定方法である。多くの場合「規制案の導入」が前提になっている。

➤ 英国副首相府 (ODPM) “*The Building Regulations 2002 (Part B: Fire Safety) (Recognition of harmonized European system of fire testing)*”

EU 域内の貿易障壁を取り除くことを目的とした建設資材指令 (Construction Products Directive: CPD) により、EU にて統合された基準を英国内でも適用する規制についてのもの。代替案 1 (規定案のとおり) 代替案 2 (何も対応しない) の 2 つの代替案を設定している。実際の分析は代替案 1 についてのみである。

➤ 英国健康安全執行部 (HSE: Health and Safety Executive) “*Health and Safety at Work etc Act 1974 (Application Outside Great Britain) Order 1995*”

1974 年に制定された健康安全労働法 (HSWA) の規定を海上における作業環境にも適用する規制についてのもの。代替案 1 (規定案のとおり) 代替案 2 (何も対応しない) の 2 つの代替案を設定している。実際の分析は代替案 1 のみである。

【規制の「実施程度」により段階的な代替案を設定】

➤ 英国貿易産業省通信庁 (DTI/Oftel) “*Provision of Public Telecommunication Services In License-Exempt Spectrum*”

無線通信分野の技術革新を背景に、インターネット・プロバイダのライセンス免除対象を広げる規制緩和についてのもの。公共電話通信網につなげる短域ブロードバンド無線通信など、インターネット・プロバイダのサービス拡大に寄与しうる部分を新規に規制免除の対象としている。本 RIA では、「現状維持 (何もしない)」、「規制緩和」、「規制撤廃 (ごく基本的な規制枠組みのみが残ることになる)」の 3 つの段階で代替案を設定している。

➤ 豪州通信・情報技術・芸術省 (Department of Communications, Information Technology and the Arts) “*Broadcasting Services Amendment (Media Ownership) Bill 2002*”

電気通信事業分野の技術的発展、グローバル化の進展に伴う競争的環境の進展に伴い、電気通信分野における、外国企業の投資を受け入れ参入規制の緩和を図るための規制についてのもの。本 RIA では、「現行の規制のまま（何もしない）」、「部分的に外国企業の投資を受け入れる」、「（参入規制を全面的に緩和して）外国企業の投資を受け入れる（豪州の一般的な外資政策に一致）」の 3 つの段階で代替案を設定している。

➤ 豪州証券投資委員会 (Australian Securities and Investments Commission) “*Australian Accounting Standards Board ED 106 - Director and Executive Disclosures by Disclosing Entities*”

国際的な資本取引の活発化に伴い、企業の財務や取引等に関する情報開示の内容、範囲、方法等に関する規制の水準を、国際的なスタンダード（英国、米国）に引き上げるための規制についてのもの。本 RIA では、「会計基準の内容を、諸外国中での最高の水準（ベスト・プラクティス）に合わせる」、「会計基準の内容を米国の水準に合わせる」、「政府、証券取引所の裁量に委ねる」の 3 つの段階で代替案を設定している。これら代替案は現実的に採用可能な案とする一方で、実際の費用・便益の分析は、「政府、証券取引所の裁量にゆだねる」を除く 2 案を対象に実施されている。

【課題への「対策案の組合せ」で代替案を設定】

➤ 米国環境保護庁（EPA）“*Regulatory Impact Analysis for the Proposed Ground Water Rule*”

EPA 内部だけではなく水利業界や市民を含めたステークホルダー会議を開催しながら、規制の構成要素の違いに応じて代替案を 4 つ設定している。代替案 1 は衛生調査のみ、代替案 2 は衛生調査 + 集中調査、代替案 3（提案規制案）は衛生調査 + 集中調査 + ふん便定期調査、代替案 4 は全面消毒となっている。なお、すべての代替案には、上記の他、矯正措置、遵守状況監視が含まれており、費用計算、便益計算も、代替案ごとに実施されている。

【規制の「遵守期限」に着目して代替案を設定】

➤ 米国健康福祉サービス省食品医薬品局（DoHHS/FDA : Department of Health and Human Services, Food and Drug Administration）“*21 CFR Part 165 (Beverages : Bottled Water)*”

安全飲料水法（Safe Drinking Water Act Amendments of 1996 : SDWA Amendments）の要求基準に従い、ボトル詰め水製造業者に対して、源水について 9 種類の化学汚染物質を監視し、1 年に 1 回は製造を止めてチェックすることを要求する規制についてのもの。規制案通りの内容の実施を前提に、中小企業への配慮から「遵守期限を設けない（何もしない）」、「中小企業は対象外」、「中小企業の遵守期限の延長」、「検査頻度の延長」と 4 つの代替案を設定している。

【同一目的を達成するための「異なる手段」を代替案として設定】

➤ カナダ人的資源開発省（HRDC : Human Resources Development Canada）“*Large Trucks Part VII (Levels of Sound) of the Canada Occupational Safety and Health Regulations*”

様々な職場の「騒音」に関する健康安全基準を規定する Part VII（Levels of Sound） of the Canada Occupational Safety and Health Regulations をトラック事業者に適用する規制についてのもの。本 RIA では、同一の目的を達成するために、「トラックの車体を改造して騒音を防止する案」、「訓練等により運転手に自衛方法を定着させる案」のように異なる 2 つの代替案を設定して、それぞれ費用と便益を算定している。

【「利害関係者の提案」を代替案として設定】

- 米国運輸省連邦自動車運送安全局 (DOT/FMCSA : Department of Transport, Federal Motor Carrier Safety Administration) “*Hours of Service Regulations*”
- 1962年に規定されたトラック運転手の労働時間、睡眠時間等に関する基準規制について、物流環境の変化 (24 時間運行) に対応して、トラック運転手の労働環境 (労働時間、睡眠時間等) に関する遵守基準を見直す規制についてのもの。政府案、利害関係者案 (2 案) 及び現状維持案 (何もしない) の 4 つの代替案を設定して、各代替案について費用・便益を算定している。

【代替案の設定がない場合】

- 米国健康福祉サービス省食品医薬品局 (DoHHS/FDA) “*Skin Protectant Drug Products for Over-the-Counter Human Use; Final Monograph*”
- 含有物質の安全性に関する分析結果を踏まえて、店頭販売用スキンプロテクト製品の安全性・有効性に関するラベルを義務付けることで、消費者が安全な製品を利用できるようにするとともに、製品の安全性に対する信頼向上を図る規制。大統領令 12866 の要件を満たさない小規模規制であるとみなした上で、「大統領令 12866 で要請される代替案は必要ないので、設定しない」と説明している。

(5) 費用・便益の分析

1) 分析枠組みの全体像

評価ガイドライン等における規定事項

3-1-18 費用・便益の分析の流れは『要素の提示』『定量化・金銭価値化』: 各国の RIA ガイドラインとも、「当該規制案及び代替案のそれぞれについての費用要素・便益要素の提示 可能な限り、各要素を定量化・金銭価値化」という流れで費用・便益の分析の手順に関する説明が行われており、基本的な分析枠組みは共通している。なお、英国 RIA ガイドライン、カナダ RIA ガイドラインでは、費用・便益の分析の手順について、段階を追って説明をしている。

英国 Cabinet Office “ Better Policy Making ” (2003)

補章 4 費用・便益の分析

便益 (71 頁)

A4.14 規制案の目的や、対応しようとしているリスクについて検討することにより、便益(要素)を**特定**せよ。…間接的な便益についても忘れてはならない。…

A4.15 便益(要素)を特定したら、その次はそれらを可能な限り**定量化**すべきである。定量化を行わない場合、便益が費用を正当化しうるかを明確に示すことはできなくなる。

便益の金銭価値化

A4.17 ある便益(要素)は金銭価値化を行うことは容易かもしれないし、…ある便益(要素)は困難かもしれない。

費用 (72 頁)

A4.20 規制案の目的や、事業者・消費者・パブリックセクターにどのような行為を求めているのかについて検討することにより、費用(要素)を**特定**せよ。…間接的な便益についても忘れてはならない。…

A4.21 費用(要素)を特定したら、その次はそれらを可能な限り**定量化**すべきである。定量化を行わない場合、便益が費用を正当化しうるかを明確に示すことはできなくなる。

費用の金銭価値化

A4.23 ある費用(要素)は金銭価値化を行うことは容易かもしれないし、…ある費用(要素)は困難かもしれない。

カナダ Treasury Board Secretariat “ Benefit-Cost Analysis Guide for Regulatory Program ” (1995)

第 3 章 便益 (23 頁) ・ 第 4 章 費用 (41 頁)

ステップ 1 便益・費用の特定

・誰かをいっそう良く (better off)、悪く (worse off) するような、予期される結果を表にする。

ステップ 2 誰が便益を得るか、誰が費用を負担するか

・彼ら (費用・便益が帰着する先) が同意するかどうかを見るために、検討する選択肢について必ず質問する。

ステップ 3 各便益・費用の推計方法の決定

・時間の経過による便益・費用を推計するための指標を選ぶ。

ステップ4 ベースラインの設定

- ・何も行われない場合、時間の経過によって各指標がどのように変化するかを推定する。

ステップ5 何が起こるのかの推定

- ・規制案が実行された場合、時間の経過によって各指標がどのように変化するかを推定する。

ステップ6 共通単位化（金銭価値化）

- ・便益：指標のいくつかあるいはすべてを共通単位に直せるかどうかを検討し、可能なものは直す。
- ・費用：指標のいくつかあるいはすべてを共通単位に直す。費用はたいてい金額表示されるので、このステップをとばすこともできる。しかし、費用と便益の見積りのいくつかは共通単位に直すことが可能かを検討してもいい。

ステップ7 結果の要約

- ・ベースラインとの関係で、誰が、いつ、何を得る・負担するのかを整理する。

3-1-19 分析方法に具体・統一の方針なし： 米国 RIA ガイドライン、英国の旧 RIA ガイドラインである「よい政策形成 - RIA ガイド」¹¹では、RIA 実施、特に、費用・便益の分析について、要素の提示、定量化・金銭価値化方法等に関して方程式のような決まった方法（formula）は存在しない、という説明がなされている。この背景には、様々なタイプの規制に関する分析に一律に適用可能な方法を提示することは極めて困難であるとの認識が存在するものと考えられる。

米国 OMB “Circular A-4”（2003）

A. 序文（3頁）

規制分析の主要な構成要素

規制分析を適切に行う上で公式（formula）は存在しない。質の高い分析を行うためには、それにふさわしい専門的な判断能力が必要不可欠である。規制の特質やその複雑さ、分析を行う上で立脚している主要な仮説の感度（sensitivity）により、規制の内容が変化すれば、当然のことながら分析の力点も異なってくる。

英国 Cabinet Office “Good Policy Making”（2000年版の旧 RIA ガイドライン）

第2章 規制影響分析をどう行うのか？

便益の定量化・金銭価値化

2.16 各オプションの便益要素を特定した後、最終段階として、できるだけ金額ベースに換算・表示すべきである。

2.17 その際に用いるテクニックは、状況に応じて異なる。すべての分析において定まった公式（set formula）というものはない。

¹¹ 2000年8月に発表された、Cabinet Office(2000), ***Good Policy Making: A Guide to Regulatory Impact Assessment*** のこと。2003年の新ガイドラインにより差し替え。

3-1-20 【米国】 定量化・金銭価値化を志向： 規制分野の個々の特性を踏まえつつ、定まった公式に基づいてではなくケース・バイ・ケースで分析することが重要であることを明記するとともに、主要規制については、可能な限り、費用便益分析（Cost Benefit Analysis）、費用効果分析（Cost Effectiveness Analysis）の「双方」を実施することが望ましいとされており、その上で、仮に定量化できない場合でも「最低限どの程度の便益があれば費用を正当化できるか」を分析する閾値分析（Threshold Analysis）等によって、より合理的に分析・説明することの重要性が指摘されている。

米国 OMB “Circular A-4” (2003)

D. 分析アプローチ （9頁）

主要な規制を制定する際は、可能な限り費用便益分析と費用効果分析の双方で確証を得なければならない。……《安全・健康に関する規制について、費用便益分析、費用効果分析双方の適用可能性を指摘》……。その他すべての主要な規制の制定においては、費用便益分析を用いるべきである。仮に主要な便益要素の一部が金額ベースに換算できないものである場合には、費用効果分析を合わせて行うべきである。費用、便益・効果について定量的な情報が全く得られないという稀な規制案件について分析する場合には、論点、証拠について定性的な記述を行うべきである。

3-1-21 【英国】 段階を追って分析精度を向上： 米国と同様、定まった公式は存在しないとした上で、3段階（「Initial」「Partial」「Full/Final」）でそれぞれRIAを作成することを求めている。各段階を追うごとに情報や分析の精度が高まる必要があり、最終段階の「Full/Final」版RIAでは、コンサルテーションや、情報収集等を経て高い水準での分析を実施することを求めている。

英国 Cabinet Office “Better Policy Making” (2003)

第2章 「Initial」版RIA：早期の政策立案段階 （17頁）

規制案の費用・便益の分析

2.39 ……この段階では、便益を正確に計算することが不可能であるかもしれない。しかし、少なくとも便益に関する概算での（broad）見積りが可能なはずである。例えば、「便益は、数千ポンドのオーダーになるであろう」などのように。

第3章 「Partial」版RIA （26頁）

費用・便益の分析

3.6 ……重要なのは、この段階における費用・便益の見積りは、「Initial」版RIAの段階に比べてより正確（be more precise）にならなければならないという点である。

第4章 「Full/Final」版RIA （35頁）

「Full/Final」版RIAの内容

4.3 ……この段階になると、コンサルテーションを通じて収集した情報や、府省内で実施されたより詳細な情報収集・分析によって、費用・便益の見積りはさらにより正確（be much more precise）なものとなるべきである。

評価事例における取組実態

3-1-22 分析方法に統一の方針なし。ただし分野等で類似性は存在： 米国・英国における複数の機関の実務担当者から、費用・便益の分析について、その要素の提示、定量化・金銭価値化の方法、使用する情報・データ等に関して方程式のような決まった方法が存在するわけではないとの指摘があった。これは、評価ガイドライン等における規定が、様々なタイプの規制に関する分析が可能なおよびある程度の汎用性を持たせているためであり、実際の規制所管府省における分析においても、評価ガイドライン等で指摘されている基本的考え方を参考にしつつも、それぞれの規制ごとに、個々の規制特性に応じて実務上可能な範囲での分析が行われている傾向にある。

しかし、第3章4「規制に関する政策評価手法の共通性、相違性の分析」の項で後述するように、規制分野・目的等における類似性がある場合には、その費用・便益の分析にも類似性がある点や、個々の規制分野における過去の経験（評価事例）、情報・データの蓄積を基にして分析がなされている点なども、併せて指摘されている。

国・機関		ヒアリングにおける指摘事項
米	行政管理予算局 OMB	RIAは、個々の規制が「どのような問題を解決しようとしているのか」から分析をスタートさせることが重要である。仮に各府省が類似テーマにおいて異なる要素・データを用いて分析したとしても、その分析に合理性・説得性があれば、OMBとしては、それぞれを認めている。
	環境保護庁 EPA	環境保護庁独自のRIAガイドライン ¹² に準拠しながら、より個別に応じた分析を実施。分野・目的・手段などが同様であれば、分析方法（費用・便益の要素、定量化方法）も同様になる。また船舶のエンジンと車のエンジンなど、類似分野からの類推を行うことも多い。
	運輸省 DOT	個々の規制・個々のRIAは、それぞれ全く別のものである。当該分野における分析経験による蓄積を駆使して、論理的かつ説得性あるように分析していく。
	保健福祉サービス省 DoHHS	規制は各々で異なるものであり、その分析方法にSet Methodはない。
英	会計検査院 NAO	RIAの実施手法に関して、共通性が存在するというよりは、ケース・バイ・ケースであると認識している。
	環境・食糧・農村地域省 DEFRA	費用・便益の分析手法に、Formulaは存在しない。個々の規制に応じた分析を実施している。

3-1-23 RIAの分析単位は個々の規制ごと： 同一法令上における複数の規制が同一のタイミングで導入（改訂）される場合、形式的には法令単位で大括りに束ねられているとしても、RIAは個々の規制ごとに作成されるケースが多い。

¹² EPA (2000), *Guidelines for Preparing Economic Analyses*

国・機関		ヒアリングにおける指摘事項
英	副首相府 ODPM	建築基準に関して、当初は、複数規制をセットにして一括して分析していたが、分かりにくいので個々の規制の単位（防災、環境、健康など）に分割して RIA を作成している。
	会計検査院 NAO	2003-04 年報告でレビューした 10 の評価事例のうち、ベストプラクティスは、貿易産業省（DTI）による会社法規制（Enterprise Bill）である。ここでは、以下の 3 分野にわけて RIA を作成している。 ・破産規制（Insolvency Provisions） ・競争改革（Competition Reforms） ・消費者保護（Consumer Protection）

3-1-24 規制緩和事例と規制強化事例に分析上の差異はない： 米国、英国において、規制緩和と規制強化（新設）の事例の双方が RIA の対象となっている。また、規制緩和の事例と規制強化の事例において、基本的には、分析上の視点・手法で異なることはないとの指摘があった。あくまで、個別の規制案の特性とその利害関係者との関係を踏まえて費用・便益の分析が実施されるという趣旨の下にこうした扱いがなされているが、規制緩和の際には、規制緩和によってもたらされる便益（例えば、競争促進による消費者の利便性向上など）により着目して分析する傾向がある。

3-1-25 RIA 義務付け対象外でも自主的に取り組み： また、制度的に RIA の実施対象機関と位置付けられていない機関（米国における「独立規制所管機関（Independent Regulatory Agencies）」など。25 頁参照）においても、他の法令等により RIA に類似した分析が義務付けられている場合がある他、自主的に RIA が実施されるケースが米国、英国双方に存在する。ヒアリング等での聴取結果を踏まえると、政府全体の動向を（自主的かつ積極的に）踏まえている姿勢を外部に示すことを重視する考え方に基づき取り組んでいる模様である。

国・機関		ヒアリングにおける指摘事項
米	エネルギー省 DOE	DOE 内のエネルギー情報局は、DOE 内にあるが RIA 実施に関する大統領令の対象機関ではない。規制が改善される場合、通常はモデルを用いてエネルギー市場に関する経済分析を実施する。しかし、例えば環境などへの影響も分析する必要がある際には、RIA 実施の対象機関である他府省の実施に合わせて RIA を実施する（2002 年にエアコンのヒートポンプ関連で実施）。
英	通信庁 OFCOM	OFCOM は、RIA 実施の対象機関ではない。しかし、政府全体で Evidence-based、Light-touch Regulator に向けて取り組まれていることを踏まえ、OFCOM としては RIA 実施の対象機関である他府省と同様に RIA を実施することになっている。

2) 費用要素・便益要素の提示

評価ガイドライン等における規定事項

3-1-26 規制導入時に想定される「すべて」の要素を提示： 米国 RIA ガイドライン、英国 RIA ガイドラインでは、ともに規制の目的・内容を踏まえて、個別具体的な費用要素・便益要素を提示するという原則を示している。また、規制によってもたらされる直接的な影響に加え、二次的作用（Secondary Effect、Side Effect）として生じる要素も提示することを示しており、規制導入時に想定、予測されうるあらゆる費用要素・便益要素を提示することを要請している。なお、米国 RIA ガイドラインでは、二次的作用のうち、規制による好ましいインパクトを「補助便益」(Ancillary Benefits) また好ましくない効果を「相殺リスク」(Countervailing Risks) と称しており、どちらも直接的な費用・便益に加えて要素として提示すると共に、定量化・金銭価値化すべきとしている。

米国 OMB “Circular A-4” (2003)

E. 便益・費用の特定と計測

一般的事項 (15 頁)

1. 分析の視点

分析の対象とする期間を決める際には、規制の導入によってもたらされるすべての重要な費用・便益を分析に含めることができるよう、十分長い期間を設定すべきである。

英国 Cabinet Office “Better Policy Making” (2003)

補章 4 費用・便益の分析

便益 (71 頁)

A4.14 規制案の目的や、対応しようとしているリスクについて検討することにより、便益(要素)を特定せよ。…間接的な便益についても忘れてはならない。…

費用 (72 頁)

A4.20 規制案の目的や、事業者・消費者・パブリックセクターにどのような行為を求めているのかについて検討することにより、費用(要素)を特定せよ。…間接的な便益についても忘れてはならない。…

3-1-27 規制遵守費用、行政費用、及びその他の社会的費用： 各国の RIA ガイドラインでは、費用要素・便益要素を検討する際に、個々の要素が誰に帰着するのかについても明らかにすることを求めている。

取り分け、規制の導入により新たに発生する費用については、各国の RIA ガイドラインによって定義・類型は若干異なっているが、概ね、規制対象である事業者や国民等において発生する、規制導入により新たに必要となる規制遵守のための行動に要する『規制遵守費用』(Compliance Cost)、規制主体となる政府において発生する、規制案を企画・執行し、規制対象による規制遵守を担保するための新たな行動に要する『行政費

用』(Administrative Cost)がある他、規制導入により環境や社会経済全体等に対して与えるマイナスの影響等も含めた、社会全体が負担するその他の『社会的費用¹³』(Social Cost)に整理される。

米国 OMB “Circular A-4”(2003)

E. 便益・費用の特定と計測

その他の主要な検討事項 (37頁)

1. 費用・便益に関するその他の検討事項

次に掲げるような効果を分析に含めるとともに、それらが重大である場合は金額ベースに換算した値で提示すべきである。

- ・民間セクターに発生する規制遵守費用・コスト削減効果
- ・政府の行政費用・コスト削減効果
- ・消費者余剰・生産者余剰の得失
- ・不快・不便
- ・時間的得失(通勤、レジャー、通勤、移動時間短縮)

英国 Cabinet Office “Better Policy Making”(2003)

第2章 「Initial」版 RIA：早期の政策立案段階 (17頁)

便益の分析

2.37 まず、規制案によってもたらされる便益を受ける組織・個人の類型とその数について明らかにすべきである。その次に、どのような形で便益につながるのか 例えば、環境浄化、健康向上、労働環境改善、食品衛生改善等 を幅場広く検討するべきである。

費用の分析

2.43 まず、規制案によってもたらされる影響を受ける組織・個人の類型とその数について明らかにすべきである。

カナダ Treasury Board Secretariat “Benefit-Cost Analysis Guide for Regulatory Program”(1995)

第3章 便益 (22頁)

ステップ1：便益の特定

それぞれの代替案を採用することによって得られる良い結果を整理する。つまり、規制を導入若しくは廃止することによって、現状を改善することができるようなものである。…

…影響を受ける人に、便益のリストを作成するのを手伝うよう求めるべきである。…

ステップ2：誰が便益を得るか

ステップ1で確定した各便益を受け取る集団、組織、個人を確定する。以下はいくつかの例である。

- ・特定のサービスの使用者
- ・特別な製品の生産者
- ・特定の年齢集団の子供
- ・特別な地域の集団
- ・連邦政府

¹³ なお、環境や社会経済全体等に与える影響については、環境規制、経済的規制等の規制の目的により、プラスの影響として「(社会的)便益」に組み込まれることも多い。

第4章 費用

4-1 事業者の費用 Cost to Business (41頁)

政府が規制を採用することにより、事業者の存続、事業計画、事業成長に直接的／間接的に影響を与えることになる。

4-2 消費者の費用 Cost to Consumer (45頁)

多くの規制は、消費財の価格・品質・利用可能性に影響を与える。しばしば消費者は自らの便益についての表明への参加に積極的ではないので、こうした影響を注意深く検討すべきである。

4-3 政府の費用 (47頁)

多くの規制は、プログラムを管理するため、成立した規制を施行するため、または新たな規制に適合するため、政府が資金を配分することを要求する。

3-1-28 【米国】定量化・金銭価値化の状況を整理することを要請： 米国 RIA ガイドラインでは、検討した費用要素・便益要素について、それぞれ、金銭価値化されている要素、定量化はできるが金銭価値化できない要素、定量化できない(定性的に説明する)要素のそれぞれについて、整理・区別して表記することを求めている。

3-1-29 【英国】費用を性質に分けて分類： 英国 RIA ガイドラインでは、規制導入によって、それ以降継続的に発生する費用(Recurring Cost)と、規制導入時に一時的に発生する費用(Non-recurring Cost 若しくは One-off Cost)の区別について言及されている。また、政府に発生する費用について、当該政策目的の達成のために生じる政策費用(Policy Cost)と、「規制」という政策手段の実施により発生する導入費用(Implementation Cost)とを区別した方が分かりやすいとの指摘がされている。

米国 OMB “Circular A-4”(2003)

E. 便益・費用の特定と計測

費用・便益の推計 (18頁)

1. 一般的な考慮事項

評価結果報告書では、選択された規制案や合理的な代替案がもたらすであろう費用・便益について記述しなければならない。当該規制案によって予期される費用・便益がどのようにしてもたらされるのか、すべての社会的増分費用・便益の金銭換算額がどのくらいなのか、などを説明するために、以下のことを行わなければならない。

- ・金銭価値化された費用・便益の種類・いつ発生するのかについての一覧表を評価結果報告書に組み込み、割引前の実質ベースで表現すること。
- ・定量化は可能だが金銭価値化できない費用・便益の一覧表(いつ発生するのかを含む)を作成すること。
- ・定量化できない費用・便益を記述すること。
- ・費用・便益を推計するに際しての基礎となったデータ、調査研究の特定・参照。

英国 Cabinet Office “ Better Policy Making ” (2003)

補章 4 費用・便益の分析

一定期間にわたって発生する費用と便益 (73 頁)

A4.25 多くの規制案は、何年にもわたって費用を課したり、何年にもわたって便益を生じさせたりする。費用や便益の要素を特定し、金額ベースに換算していく際に、異なる時点で発生する費用や便益について、オプション間での比較を行うためには、金額の時間価値 (the time value of money) を考慮した上で、調整をする必要がある。…

A4.26 一時的に発生 (one-off) する費用 (例えば、新規機器購入費) を…「年額換算」し、…毎年継続的に発生する (recurring) 費用と合算して、年次コスト総額を計算する。…

政策費用と導入費用 (75 頁)

A4.37 政策費用 (Policy Cost) と導入費用 (Implementation Cost) とを区別することは、いくつかの理由から重要視される。

A4.38 政策費用は、政策目的の達成に直接的に貢献するコストである一方、導入費用は、そうではなくて『お役所仕事により発生する作業 (red-tape burden)』に代表されるようなコストである。

評価事例における取組実態

3-1-30 便益要素の提示は「主要な」要素を重点的に： 米国、英国双方の国において、費用要素・便益要素の検討段階では、基本的には予測可能な「すべて」の要素が考慮されているものと考えられる。しかし、具体的に RIA 上での分析に用いられる（要素として提示され、定量化等の可否の検討がなされる）のは「主要な」要素のみである場合が多く、取り分けその傾向は便益要素に強く表われている。ここでいう「主要な」要素とは、規制の目的に照らして重要な意味合いを持つ要素、費用・便益の分析上で重要な要素（純便益の算定に響く規模の大きな要素）を指している。

事例	内容
米国運輸省 DOT タイヤ空気圧測定装置の装着義務に関する規制	事故減少による渋滞回避、資産保全などの便益の発生を承知しているが、規制目的に照らして、負傷者・死傷者数の減少にのみ焦点を当てて分析している。
英国副首相府 ODPM 建築基準（火災）	火災を防ぐことによる経済的ロスの防止という便益要素が発生することは承知しているが、規制目的に照らして、負傷者・死傷者数の減少にのみ着目して分析している。
英国運輸省 DfT 運転中の携帯電話使用禁止に関する規制	携帯電話使用禁止により業務効率が低下するという費用要素を、当該規制案の趣旨・目的に照らしてそぐわないとして、採用していない。

3-1-31 規制遵守費用要素は幅広く提示。行政費用要素は大規模な場合のみ： 各国において実施されている RIA 上での費用の分析において、当該規制の導入により規制対象側に発生する「規制遵守費用」に関しては、（規制の内容により事業者・消費者・国民等の対象範囲や大きさはまちまちであるものの、）ほとんどの評価事例（RIA）において要素の提示がなされている。また、こうした規制遵守費用は、一時的に発生する費用（施設・機器の導入、導入研修等）と継続的に発生する費用（施設・機器のメンテナンス、新規参入者への研修等）とに区別して整理されているケースも多い。

一方、当該規制の導入により規制主体側に発生する「行政費用」に関しては、各国の RIA ガイドラインにおいてその提示が要請されているものの、実務的には、規制により大きく発生、変化する場合（中央政府の規制導入により州・地方政府に費用が発生したり、監視費用が大きく発生したりするケースなど）に計上される傾向にあると考えられ、行政費用要素の提示がない評価事例も比較的多く見られる。

3-1-32 規制がもたらす二次的作用の扱い： 各国の RIA ガイドラインでは、規制によってもたらされる直接的な費用と便益に加えて、規制の主たる目的とは別の影響が副作用的に発生する場合、これらの二次的作用の費用と便益も提示されなければならないとしているが、個々の評価事例におけるこれらの扱いはまちまちである。実際には、予測さ

れる二次的作用が、規制導入の判断に大きな影響を与えるかどうかを先に判断した上で、RIA の分析時に要素として含めるかどうかの判断がなされているものと考えられる。

事例	規制の目的	二次的作用
英国副首相府 ODPM 建築基準（火災）	避難の観点からの「窓」の高さ・大きさ の一定化	子供の窓からの転落事故の危険性 増大

3-1-33 規制根拠法における費用要素・便益要素の提示の例： 分析対象とする費用・便益の要素に関して、規制の根拠となる法律において明示されているケースも存在する（米国環境保護庁の地下水規制等）。そのような場合、RIA においてもその明示されている要素の分析が中心となる。

▶ 米国環境保護庁（EPA） “*Regulatory Impact Analysis for the Proposed Ground Water Rule*”
安全飲料水法（Safe Drinking Water Act）において以下の要素を分析することを規定

- ・「定量化可能な」及び「定量化不可能」な「健康上の便益」
- ・汚染物質の削減による「定量化可能な」及び「定量化不可能」な「健康上の便益」
- ・「定量化可能な」及び「定量化不可能」な「費用」（モニタリング、措置など）
- ・汚染物質の及ぼす影響
- ・規制遵守の結果として生じる健康上のリスク

3) 定量化・金銭価値化

評価ガイドライン等における規定事項

ア) 一般的事項

3-1-34 【米国】定量化の方法： 2003年9月に発表された米国 RIA ガイドラインにより、各府省は、定量化に加えて金銭価値化も求められるようになった。

主要規制：可能であれば、費用便益分析、費用効果分析の「双方」を実施。

健康・安全：健康・安全に関する成果が測定できるのであれば費用効果分析を実施し、さらに健康・安全に関する成果を金額ベースに換算・表示可能であれば費用便益分析を実施。

その他のすべての主要規制

：費用便益分析を実施。主要便益要素を金額ベースに換算・表示できないのであれば、併せて費用効果分析を実施。費用・便益に関する定量情報が得られないような「稀な (unusual)」場合は、定性分析を実施

その他、同ガイドラインでは、金銭価値化手法として、それぞれ顕示選好法 (Revealed Preference Methods)¹⁴、表明選好法 (Stated Preference Methods)¹⁵、便益移転法 (Benefit-Transfer Methods)¹⁶について説明し、留意点も整理している。また、定量化・金銭価値化が難しい場合の対応方法について言及している。

3-1-35 【英国】定量化の方法： 他方、英国 RIA ガイドラインでは、まず、費用・便益に共通する事項として、当該規制により影響を受ける主体の特定方法について説明した上で、費用要素・便益要素のそれぞれ典型的な事項について、定量化・金銭価値化の考え方を簡単に整理している。

¹⁴ 人々の選好 (Preference) は、市場では統計データや支出額として、間接的に示されている (Revealed) という仮定に基づいて、客観データを用いて支払意思額を推計する方法の総称。

¹⁵ アンケート等によって、人々の選好 (Preference) を直接表明させる (Stated) ことによって、支払意思額を推計する方法の総称。

¹⁶ ある分野で推定された効果についての便益の値を、別の分野の同種の効果の便益に用いる方法。

イ) 社会的規制の便益に関する定量化・金銭価値化の方法

3-1-36 【統計的生命価値：VSL】 死亡リスクの削減という便益を金額ベースに換算・表示する際に用いられる一つの方法は、VSL (Value of Statistical Life) である。確率的に起こり得る 1 つの救命行為 (例えば、規制を導入することにより、死亡する確率が % 減少すること等) に対する個人の支払意思額 (WTP: Willingness to Pay) から逆算して求められる値であり、生命の価値そのものを計測しているわけではない。VSL は、次式によって与えられる。

$$\text{VSL} = \text{微小なリスク削減幅 (R) に対する支払意思額} / \text{リスク削減幅 (R)}$$

例えば、死亡する確率を 10 万分の 1 削減することに対する支払意思額が 3,000 円であったとすれば、 $\text{VSL} = 3,000_{(\text{円})} / (10 \text{ 万分の } 1) = 3 \text{ 億円}$ となる。VSL の推定の前提となる人々の支払意思額の推定方法には、大別して顕示選好法に基づくヘドニック賃金法と、表明選好法に基づく仮想市場法 (CVM: Contingent Valuation Method) が存在する。

ヘドニック賃金法

ヘドニック賃金法の基本的な考え方では、賃金水準を決定する要因として、労働者の学歴や勤務年数等とともに職業別の労働災害死亡率があると仮定し、賃金水準をこれらの変数で回帰させることによって、限界的な労働災害死亡率変化に伴う賃金変化を推定する。これは、労働者が 1 単位の労働災害死亡リスクを受け入れるのに必要とする金額と考えることができる¹⁷。

仮想市場法 (CVM: Contingent Value Method)

CVM とは、インタビューや郵送などによるアンケート調査を通じて、人々がリスク削減に対してどれだけの支払意思額を持っているかを尋ねる方法である。手法そのものに内在するバイアスを除去するための質問の仕方に工夫が必要とされる方法でもある。

なお、高齢者と若年者の VSL が同じか否かについては議論が分かれているが、米国 RIA ガイドラインでは、VSL を用いる場合には、年齢による調整を行うべきではない、と記述されている¹⁸。

¹⁷ 我が国での VSL の推定においては、ヘドニック賃金法を用いた例は少なく、統計的にも有意な結果が得られていない。我が国における産業間の労働災害率の差が小さいことや、産業中分類レベルのデータしか一般には利用できないことなどに原因がある、と言われている。

¹⁸ VSL の値については、各府省ごとに採用している値に相違が見られ、OMB としても、統一的に指導しているわけではない。ただし、各府省は利用している値の根拠を明示しなければならないようである。例えば、環境保護庁 (EPA) では、Viscusi (1992) から引用した 26 の死亡リスク削減便益の研究 (うち、21 がヘドニック法、5 つが CVM) から最善の推計値を選び、平均 480 万ドル (1990 年値) の値を得た (EPA (2000), *Guidelines for Preparing Economic Analyses* 89 頁)。その後の物価上昇率等を勘案し、2003 年には、630 万ドルの値を統一的に用いている。一方、運輸省 (DOT) では約 200 万ドルの値が用いられている。

3-1-37 【統計的延命年価値：VSLY】 死亡リスクの削減という便益を計測する際に用いられるもう一つの方法は、VSLY (Value of Statistical Life Years) である。VSLY が用いられるのは、VSL がすべての状況に対応した単一数値ではない、という考え方に基づいている (例えば、高齢者と若年者の VSL は異なるという考え方)。

VSLY を用いて便益の金銭価値化を行うためには、「延命 1 年あたりの価値 (Value of Statistical Life years Extended)」が必要になるため、例えば、特定の年齢グループごとの死亡確率、及びそれを回避するための支払意思額の推計が必要となる。

例えば、ある規制が平均余命 40 年の個人の保護である場合、1 単位のリスク軽減幅は 40 延命年となる。これに対する支払意思額から、「延命 1 年あたりの価値 (Value of Statistical Life years Extended)」が求められることになる。

なお、米国 RIA ガイドラインでは、VSL と VSLY に関する今後の知見の蓄積を前提に、当面は、VSL と VSLY の併用を推奨している¹⁹。

3-1-38 【質調整済み生存年数：QALY】 QALY (Quality Adjusted Life Years) とは、さまざまな健康状態の質を統一的な指標で表現するアプローチである。完全な健康状態を 1、死亡状態を 0 とした場合、すべての疾病、傷害その他の健康状態は、0 から 1 までの間の基数効用に基づいた数値によって表され、これが QALY ウェイトと呼ばれる。この QALY ウェイトにその健康状態で生存できる年数を掛け合わせたものが QALY である。式で表すと次のとおりとなる。

$$QALY = \sum_i u(Q_i) \times T_i$$

Q_i : ある健康状態、
 $u(Q_i)$: QALY ウェイト、
 T_i : 健康状態 Q_i での生存年数、を表す。

QALY ウェイト $u(Q_i)$ を導出するには、これまでに、いずれもアンケートによる 3 つの方法²⁰が考案されている。

¹⁹ 年齢調整を行わない単一の VSL を用いることにしつつ、VSLY の併用を推奨しようとする OMB の方針は、必然的に高齢者の延命 1 年あたりの価値が若年者のそれよりも高くならざるを得ない。米国 RIA ガイドラインの中では、その根拠として、高齢者は若年者に比べてより大きな健康リスクに直面しているが、健康や安全に対して支出することが可能な貯蓄を持っているため、と述べられている (30 頁)。

²⁰ 「アナログ・スケール」は、痛みなどの程度が例えば 1～10 などの段階で表現した場合にどの程度であるのかを回答をしてもらう方法。「タイム・トレード・オフ」は、健康が害された状態の 1 年間と引き換えに、完全な健康な状態の何か月を選ぶかを回答をもらう方法。「スタンダード・ギャンプル」は、例えば交通事故による傷害に対し、通常の治療 (何らかの成果は確実に発生) 特別の治療 (成功すれば通常の生活に戻ることができる、失敗すれば通常の治療以下の成果しか産まない) がある場合、特別の治療の成功率 (失敗率) がどの程度であれば、両者が無差別となるかを回答をもらう方法。

- ・アナログ・スケール
- ・タイム・トレード・オフ
- ・スタンダード・ギャンプル

なお、QALYの単位は時間_(年数)であるため、このままでは費用効果分析に用いることはできたとて、費用便益分析(便益が金銭価値化された分析)に用いることはできない。ただし、QALY_(年数)にVSLY_(金額/年)を乗じれば、金銭価値化された値となるため、費用便益分析に用いることが可能となる。

3-1-39 【消費者余剰法】 消費者余剰法(Consumers' Surplus Method)は、規制の実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、プロジェクト実施の有無による消費者余剰の変化分をもってその規制の便益とする方法である。なお、トラベルコスト法(Travel Cost Method)は、消費者余剰法の一つであるが、公園やレクリエーション空間などの環境改善がもたらす便益を評価する際に用いられる。

米国健康福祉サービス省食品医薬品局(DoHHS/FDA)での評価事例では、ダイエット用補助食品の品質管理が向上すれば、品質のばらつきが減少するので、消費者は商品選定に費やす時間を減らすことが可能になるとし、この時間短縮効果を便益として測定している。国民が買い物に費やす時間についての従来からの統計や、成分や重量など品質の見極めに割いている時間のデータ、製品の品質情報等を基に、ダイエット用補助食品の品質管理の向上によって、商品選択に費やす時間が2分短縮できたとすれば、消費者にとっての金銭価値化された便益は、「2分×延べ購買人数×1分当たり平均賃金」によって算出することができる、としている。

3-1-40 【ヘドニック資産価格法】 ヘドニック資産価格法とは、規制や投資の効果がすべて土地に帰着するというキャピタリゼーション仮説(Capitalization Hypothesis)に基づき、地価関数を推計することによって規制実施の有無別に地価を算出し、その地価変化分を計測することにより、規制の便益を評価する方法である。先述のヘドニック「賃金法」に対して、ヘドニック「資産価格法」として区別されて用いられる。ヘドニック資産価格法は、規制の便益が地価に影響を与えられ考えられる住宅・土地利用規制、景観規制、公共事業関連規制の便益測定に用いることが可能な評価方法である。規制実施地域の地価関数を通じて便益評価を行うため、評価が可能な規制は、規制の影響が地域的に限定されるものに限られる。

評価事例における取組実態

3-1-41 定量化・金銭価値化の比重が高まりつつある： 米国、英国双方の国において、RIA 上での費用・便益の分析に際し、定量化・金銭価値化がより重視される傾向にある。この方向性は、評価ガイドラインや第三者的機関によるレビューを通じて実務的にも担保されるように取り組まれている。定量化・金銭価値化が重視されてきている背景として、規制導入の意思決定に際して、導入の正当性に関する情報をより正確に把握する必要があるという基本認識、及び、数年以上の RIA 実施経験を経て、各府省に定量化・金銭価値化に関するそれなりの蓄積ができてきつつあるという実務上の環境、の双方が指摘された。

米国では、新しい RIA ガイドライン「OMB 通達 A-4」(2003 年発表、2004 年発効)により、過去長期間にわたって人命の金銭価値化を実施してこなかった府省・部局(運輸省 NHTSA、労働省 OSHA 等)においても、本年から金銭価値化を実施せざるを得なくなっているとの指摘があった。

英国でも、従来は米国と比較して相対的に簡便な分析事例が多かったが、この 2~3 年間で、死亡・疾病リスク減少の金銭価値化を含めた定量的な分析が実施される割合が増加している。これは、政府全体の「証拠に基づく(Evidence-based)」施策の方針の徹底、より詳細な新しい RIA ガイドライン「より良い規制政策策定 - RIA ガイド」の整備(2003 年発表) NAO によるメタ評価の実施等の制度的な側面に加えて、各府省内エコノミストの増員、RIA 実施経験の蓄積等、規制所管府省内部の状況変化という、幾つかの要因が存在すると考えられる。

また、米国、英国の規制所管府省・評価制度所管府省双方へのヒアリングを通じて、費用については便益に比べて金銭価値化が相対的に容易であるという共通認識があることがわかった。実際に個別の評価事例(RIA)を見ても、費用については大半の事例において金銭価値化が行われている。

3-1-42 高度な経済学的分析というより、政策実務的な分析： 各国の評価事例において実施されている RIA 上での費用・便益の分析は、高度な経済学的分析(精緻なモデル等を用いた計測。想定されうるありとあらゆる便益・費用を金額ベースに換算し、社会的純便益を算定等)を追求するというよりも、むしろ政策の意思決定や合意形成過程で活用することを念頭に置いた、政策実務上で行われる実用的な費用便益分析が志向されている状況である。

3-1-43 「無難・保守的」に見積もることの意義： 費用要素・便益要素を定量化していく際には、無難・保守的な (lower-bound) 分析を行うことが求められている。これは、それぞれの要素 (取り分け便益要素) を正確に定量化していくことが困難な中、RIA を作成する規制所管府省は、便益要素を広め・多めに、費用要素を狭め・堅めに見積もってしまいがちであることを踏まえた方針であると言える。一方、無難・保守的な方針 (費用要素は広め・多めに、便益要素は狭め・堅めに) で分析してもなお便益が費用を上回るのであれば、要素として加味されていない、もしくは定量化されていない便益要素を併せて考えると、便益が費用を上回ることがさらに強固に説明できるという理由から、規制所管府省の側でも、自ら無難・保守的な分析を志向しているとの意見があった。

国・機関		ヒアリングにおける指摘事項
米	保健福祉サービス省 DoHHS	確実に言えそうなことをベースとして分析することが重要である。把握しきれない部分がある場合は、その旨、正直に言及することが重要
英	副首相府 ODPM	主要な便益要素のみで議論しないと、規制が達成しようとしている目的と、それに要する費用の関係が明確にならない。

3-1-44 Benefits justify Costs の考え方： 定量化・金銭価値化の取組は、「主要な」要素、つまり、規制の目的に照らして重要な意味合いを持つ要素、あるいは、純便益の算定に響く規模の大きな要素が中心となる。主要な要素であったとしても、定量化や金銭価値化に用いるデータが存在しない、もしくは入手できない場合には定性的に表現されることとなり、実際の評価事例 (RIA) を見ても、便益については定性的記述で整理されている事例も少なくない。ただしその場合には、何らかの形でそれぞれの要素を定量化しない (できない) 理由が説明されている。

なお、「規制がもたらす便益はその費用を正当化する」(Benefits Justify Costs) かという、RIA に取り組む際の基本的な考え方に基づいた場合、必ずしも「すべての要素が定量化・金銭価値化されなければならない」ことを意味しない。また、必ずしも「費用便益比 (B/C) が 1 以上でなければ、その規制は成立し得ない」ことを意味しない。

前者については、無難・保守的 (費用要素は広め・多め、便益要素は狭め・堅め) に見積もっていくという方針で分析を行っているのであれば、たとえ 1 つの便益要素しか分析していないとしても、その結果が広め・多めに見積もられた費用を上回るのであれば、当該規制導入の正当性は説明しうることになる。

また後者については、仮に費用便益比が 1 未満であったとしても、当該規制の必要性が十分に説明され、代替案との比較検討がなされ、かつ利害関係者の納得・合意が得られるのであれば、それで当該規制導入の正当性が認められ、規制として成立することになる。実務的にも、計算結果として費用便益比が 1 未満である RIA が作成され、かつ公表されている事例も一部には存在する。

3-1-45 「積み上げ型の推計」による概算が一般的： 便益要素や費用要素の定量化・金銭価値化の際には、一般的には積み上げ型の推計が行われることが多い。ここで言う積み上げ型の推計とは、例えば、「原単位×対象数×発生確率」などの算式により、各要素を概算的に定量化・金銭価値化するアプローチである。推計の際に用いられる情報・データや、算出方法についての補足・裏付けとして、別途詳細な資料等が添付されているケースも多いが、実際に定量化・金銭価値化を行う際に採用されている推計式自体はごく簡便な算式である。

こうした簡便なアプローチによる概算が行われている背景には、精緻なモデル等を用いた高度な経済学的分析を追求するというよりは、政策実務上で行われる実用的分析を志向しているという運用上のスタンス、及び「規制がもたらす便益はその費用を正当化しうる」かを示すという RIA に課せられたミッションを果たす限りにおいては、こうした簡便なアプローチであっても十分対応可能であるとの判断の下で、分析が行われているものと考えられる。

3-1-46 分析の精度と「感度分析」の有用性： ただし、積み上げ型の推計による概算を行う際には、計算に用いる原単位や発生確率、若しくはそのベースとなっている基礎統計データの精度によって、計測結果にも大きな幅が生じる可能性があり、その傾向は費用に比べて不確実性の高い便益により大きく現れることとなる。事前評価である RIA では、こうした不確実性を前提とした上で分析を行うこととなるが、米国²¹・英国の評価事例の中で、感度分析（Sensitivity Analysis）を行うことを通じ、不確実性を加味した評価を行っている事例が見受けられる。下記の事例のように、複数の割引率を適用することにより、将来の経済動向に関する不確実性を加味するケースの他、規制の実施規模を複数パターン想定してその予想されるインパクトの大きさを比較するケースや、規制の導入によってもたらされる便益の推計に幅をもたせることにより、インパクト発生の不確実性を加味した上で、仮に最小限の便益にとどまった場合であってもなお便益が費用を正当化しうるかを分析するケースが存在する。なお、感度分析の代表的なアプローチとして、「部分的感度分析」²²、「最悪・最善分析」²²、「モンテカルロ分析」²²が存在するが、これらの事例は、「部分的感度分析」と「最悪・最善分析」の考え方によるものと考えられる。

²¹ なお米国では、米国 RIA ガイドラインに基づき、経済に対して年間 10 億ドル以上の影響の与える規制については、通常の RIA の分析項目に加え「不確実性分析」の実施が、2004 年から要請されている。

²² 田中廣滋編著「費用便益の経済学的分析」は、これらのアプローチを以下のように説明する。部分的感度分析は、「ある 1 つの未知数について仮定される値を変化させ、他のすべての仮定の数値を不変としたとき、純便益がどのように変化するかを考察する方法であり、...」。最悪・最善のケースの分析は、「任意の合理的な仮定の組み合わせが、純便益の符号を逆転させるかどうかを検討する方法である。」そして、モンテカルロ感度分析は、「試行の回数が無限に大きくなるにつれて、その度数が真の確率に収束するという大数の法則を利用したものである」とあり、「パラメータの分布標本を入力として繰り返しの試行を行い、それを比較するものである」。

米国 OMB “ Circular A-4 ” (2003)

E. 便益・費用の特定と計測

費用・便益の推計 (18 頁)

1. 一般的な考慮事項

費用・便益の推計に不確定要素が含まれる場合、通常は、規制によってもたらされる結果の発生確率分布を反映させた費用・便益（リスク軽減による便益を含む）を計算すべきである。可能な場合には、費用・便益の確率分布を提示するとともに、上限・下限値・中央値その他の推計値を補完的に組み入れるのが望ましい。

不確実性の取り扱い (38 頁・40 頁)

規制によってもたらされる正確な結果（費用・便益）は、常に明確に把握できるわけではないが、その発生確率については推計できる場合が多い。規制決定に関連する重要な不確実性（uncertainty）については、分析の一環として結果を提示する必要がある。分析を進めていく中で、可能な限り初期の段階において不確実性分析を始めるべきである。…

…年間 10 億米ドル以上の経済的な影響を伴う主な規制については、費用・便益に関連する不確実性について、本格的な定量分析結果を提示すべきである。すなわち、規制がもたらす費用・便益の確率分布について、何らかの推計を示すべきである。確率分布を要約する際は、中心的傾向（例えば、平均値、中央値）の推計値を、その他有用であると思われる情報（上限・下限幅、分散、上限値・下限値の百分率推計値、その他の属性情報）とともに提示すべきである。

英国 Cabinet Office “ Better Policy Making ” (2003)

補章 4 費用・便益の分析

便益 (72 頁) ・ **費用** (73 頁)

不確実性（Uncertainty）が存在する場合には、計測に際して使用した仮説を明確にすると共に、（RIA に）表記せよ。

例	内容
複数の割引率	米国住宅都市開発省（HUD）：危険物評価、除去に関する規制 鉛を原材料とした塗料の削減の便益を、3%、7%の 2 種類の割引率を用いて算定（OMB が作成した RIA ガイドラインに準拠）。
規制の実施規模の幅	米国運輸省（DOT）：タイヤ空気圧測定装置の装着義務に関する規制 タイヤの空気圧減少に伴う警告に関して、その幅を 20%減少から 5%刻みで 4 つ設定し、これを代替案として提示。
規制の影響予測の幅	英国通信庁（OFCOM）：インターネット・プロバイダのライセンス免除対象を広げる規制緩和 参入規制緩和に伴うブロードバンド利用者数の増加を、最少～最大の幅をもって計測。

3-1-47 規制遵守率の検討も重要な視点に： 英国では、NAO によるレビューにおいて、各府省が RIA 実施の際に、（事業者等の）規制遵守率を 100%として、それを使用して費用・便益を分析しているケースが多い点を問題視している。

4) 必要となる情報・データ

評価ガイドライン等における規定事項

3-1-48 【米国】情報源についてはまとまった整理なし。出典明示を要請： 必要となる情報・データについて、米国 RIA ガイドラインでは特にまとまった整理はされていないが、先行研究を参照する際の留意点等について箇所ごとに言及されている場合がある。また、第三者による分析の再現性を担保するために、分析に使用した先行研究結果や情報・データについては、出典がわかるよう表現することを求めている。

米国 OMB “ Circular A-4 ” (2003)

E 便益・費用の特定と計測

一般的事項

4. 分析の透明性と再現性 (17~18 頁)

分析の良し悪しは、その透明性に左右されるものであり、かつ、分析が再現可能でなければならない。分析の背景にある基本的な仮説、方法、データを明確に示すとともに、推計に関する不確実性についても記述すべきである。分析結果の読者である有能な第三者が、当該分析の基本要素と推計値の算出方法を理解できるようにすべきである。…費用・便益を推計する際の基礎とするデータ、調査研究については、相互参照を行うべきである。

5. 便益移転法 (25 頁)

固有な属性を有する資源についての調査研究結果は、他の別な資源の便益推計に適用すべきではない。例えば、グランドキャニオンにおける可視範囲の改善に関する評価結果を、市街地における可視範囲の改善に関する評価結果に適用すべきではない。

8. 健康や安全性に関する便益・費用の金銭価値化

b. 死亡リスク (29 頁)

一般に、職業上の危険性(通常、年間 10^{-4} の範囲内)に対する賃金補償や消費財及び使用決定に関する研究、あるいは表明選好法に基づく研究文献では、1 統計的生命価値あたり、おおよそ 100 万ドルから 1,000 万ドルまでの幅がある。

3-1-49 【英国】情報源を示す： 他方、英国 RIA ガイドラインでは、参照すべき情報・データの例が示されているが、個別の規制の目的に対応した統計、データが示されていないわけではない。例に挙げられた情報・データのみでは、規制効果の定量化・金銭価値化はほとんどの場合不可能であり、規制所管府省は、これらの情報・データを加工して計算する必要がある。その意味では、米国における状況と大差は無い。

英国 Cabinet Office “ Better Policy Making ” (2003)

補章 4 費用・便益の分析 (69 頁)

費用・便益に関する情報はどこにあるのか。

A4.2 情報源は幅広く存在する。下記にいくつかの例を示しているが、特定政策の情報源等については、他にも想定される。

- ・自らの知識と経験
- ・自府省や他府省の同僚の知識と経験 (他府省のウェブサイト - 例えば、環境の価値については環境・食糧・農村地域省 (DEFRA)、労働環境事故のコストについては健康安全執行部 (HSE)、労働力に関する情報については貿易産業省 (DTI) 等)
- ・自府省内のエコノミスト、RIU や他府省のエコノミスト
- ・規制によって影響を受けるであろう利害関係者に対するコンサルテーション
- ・学者・コンサルタント
- ・自府省の資料室に所蔵されている調査研究、マーケットレポート、インターネット検索、・・・
- ・統計局発行物。経済、企業数・規模、所得、労働時間、生産・輸入・輸出、地域動向、社会動向、家計消費、・・・
- ・財務省発行のグリーンブック²³ (費用便益分析ガイドライン)

²³ H.M.Treasury (2003) , *The Green Book: Appraisal and Evaluation in Central Government*

評価事例における取組実態

3-1-50 様々な主体・種類の情報データを活用する： 米国、英国とも、RIA 実施に関して数年以上の経験があり、それに伴って上記のようにデータの蓄積は徐々に深まってきているが、しかし、データ入手に際して困難に直面することも依然として多い。評価コスト・期間の観点で、アンケートなど独自の情報収集が可能な場合には、それを活用して当該規制の RIA に直接使用可能なデータが入手される。そうでない場合には、省内の関連データ、民間（企業、業界団体、消費者団体等）から提供されるデータ、類似規制分野のデータ、先行研究におけるデータなどが駆使されている（米国 RIA ガイドラインにおいては、ある分野における便益の値を、他の異なる分野における便益として適用すること（benefit transfer：便益移転法）が可能か否か、十分検討する必要性が指摘されている）。すなわち、適用可能なのであれば、代替的な考え方、代替的なデータも使用しながら定量化するとの基本姿勢が見られる。その意味でも、規制制定過程の早期に RIA と分析に用いた情報・データを公開すると共に、利害関係者等からの（肯定的・否定的な）意見を受け入れ、当該データの確からしさを検証することが有効である。

データソースの例	内容
アンケート調査	米国運輸省：タイヤ空気圧測定装置の装着義務に関する規制： ガソリン・スタンドなどへのアンケート調査を実施
省内の関連データ	英国運輸省：運転中の携帯電話使用禁止に関する規制： 人命・負傷の経済的価値に関して、省内に蓄積されたデータを使用
民間データ	米国運輸省：トラック運転者の労働時間に関する規制： 民間事業者、業界団体から提供されたデータを使用
先行研究	英国食品基準庁：殺虫剤成分の食品残留基準に関する規制： 殺虫剤成分と疾病・致死との関係、当該疾病・致死と費用との関係に関して、多数の先行研究を分析して、それらのデータを使用

3-1-51 府省独自の情報収集状況： データ入手に関しては、アンケート、定点観測等、独自の入手を行うことも多い。府省独自の情報収集が行われる場合には、民間のコンサルティング会社などに委託される場合が多い（全般的には、米国において府省による独自調査が行われるケースがより多い傾向にあるが、これは、評価コストをかける余裕が相対的にあることを示しているものと見られる）。ただし、そのような際にも、先行研究や類似分野のデータ、代替的なデータなども、併せて駆使される。

3-1-52 支払意思額（WTP）の原単位は先行研究等から引用： 米国、英国において、便益分析における支払意思額（WTP）に関する原単位に関しては、当該規制に直接的に使用可能な原単位が存在することが少なく、また評価コスト・評価期間上の限界から新たに入手す

ることが困難なことも多いため、研究者による当該分野（若しくは近隣分野）の先行研究におけるものなど、既存の蓄積が最大限に活用される。また、交通（transportation）分野における先行研究やそれによるデータ蓄積が相対的に豊富であるため、全く異なる他分野の規制であっても、代替データとしてこれが使用されているケースがある。

機関	内容
米国環境保護庁 EPA	WTP の先行研究 20～30 本程度をリスト化し、その中から分散等を加味した上で使用する。
米国運輸省 DOT	WTP の先行研究を 20 程度分析して、最も規制案に近い状況のデータを使用する。
英国食品基準庁 FSA	交通分野における WTP データの蓄積が豊富なので、政策分野は異なるものの、注意した上で利用している。

5) その他

評価ガイドライン等における規定事項

3-1-53 社会的割引率は共通値を適用： 社会的割引率については、米国では原則として3%と7%を併用すべきとされている。英国では、原則として3.5%を採用することとされている。

米国 OMB “ Circular A-4 ” (2003)

E. 費用・便益の特定、測定

割引率 (31 頁)

費用・便益は、必ずしも同時期に発生するわけではない。発生が同時期でない場合には、実際の発生時期を考慮しないままに予期される純便益・純費用のすべてを単純に足し上げるのは間違いである。費用・便益のどちらかが遅れて発生する、若しくはそれぞれが違う時点で発生する場合には、発生時期の違いを分析に反映させるべきである。

2. 3%と7%の実質割引率 (34 頁)

規制分析では、3%と7%の両方の実質割引率を用いて、純便益を計算すべきである。その例としては、環境保護庁 (EPA) が 1998 年に行った廃水排出量制限及びパルプ・製紙工場に係る有害物質排気制限に関する規制措置の分析が挙げられる。この分析で、EPA は 30 年にわたる費用・便益について実質割引率として 3%、7%の双方を用いた現在価額推計を行った。

英国 Cabinet Office “ Better Policy Making ” (2003)

補章 4 費用・便益の分析 (73 頁)

一定期間にわたって発生する費用と便益

A4.25 多くの規制案は、何年にもわたって費用を課したり、何年にもわたって便益を生じさせたりする。費用や便益の要素を特定し、金額ベースに換算していく際に、異なる時点で発生する費用や便益について、オプション間での比較を行うためには、金額の時間価値 (the time value of money) を考慮した上で、調整をする必要がある。人は自分にとって良いことについては後で起きるよりも先に起きた方が望ましいし、支払いは可能な限り後回しにすることが望ましい、という事実を考慮する必要がある。規制案も同じことで、便益はすぐに、費用は将来に、それぞれ発生することがより望ましい。

A4.26 一時的に発生する費用 (例えば、新規機器購入費) を、毎年発生する金額として計算をするために、財務省の提示している割引率…3.5%…を用いることで「年額換算」することとなる。…

A4.27 何年にわたって割引計算を行うべきか? 政策によって異なるが、10 年間が典型的である。

評価事例における取組実態

3-1-54 政府共通の割引率の採用： 割引率は、米国・英国双方における RIA ガイドライン、費用便益分析ガイドラインにおいて推奨されているものが、そのまま用いられている場合がほとんどである。

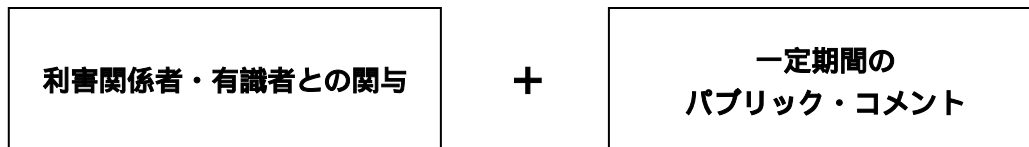
(6) コンサルテーション

3-1-55 利害関係者・国民等の意見の集約： コンサルテーションは、規制制定過程で、規制案及びそれに付随する RIA に対する利害関係者、国民等の意見を収集して集約する機能を果たすものである²⁴。

評価ガイドライン等における規定事項

3-1-56 「利害関係者等との協議」と「パブリック・コメント」の双方実施を推奨： 米国・英国・カナダの RIA に関する根拠法令等や評価ガイドラインの中では、a) 規制案の公示前に利害関係者・有識者との協議を行うこと、b) 利害関係者・一般市民・有識者等がコメントすることが可能な一定期間を設けること等を求めている（後者は、我が国のパブリック・コメント手続に該当）。コンサルテーションの意義としては、米国 RIA ガイドラインでは、「RIA において主要論点がすべて提示されているか」、「適切なデータを用いているか」を確認するのにコンサルテーションが有益であるとしている。また、カナダ RIA ガイドラインでは、規制の質を高めること、RIA の分析精度を高めること、及び国民・事業者等の合意を形成することが、コンサルテーションを行う目的であるとしている。

図表 3-1-2 コンサルテーションの 2 種類の枠組み



～ 規制制定過程の「早期」から実施することを推奨 ～

3-1-57 コンサルテーションの意味する範囲は国により異なる： 米国においては上記の a) と b) の 2 種を分けて記述しており、そのうちの前者の在り方としてコンサルテーションという用語を用いている。他方、英国の場合にはこれらを総称してコンサルテーションとの用語を用いており、後者については「文書によるコンサルテーション」(written consultation) と称している。

前者（利害関係者等との協議）に関しては、例えば会議等の場において、利害関係者からの賛否両論の意見が提出されるとともに、各規制所管府省が実施した RIA の分析結

²⁴ なお、「コンサルテーション」という用語は、日本語に訳せば「協議・相談」などが相当すると考えられるが、規制制定過程や RIA 作成プロセスにおける固有の意義・役割をもって用いられている用語であり、日本語訳することにより、その意義や役割が十分に伝わらない懸念があるため、ここではあえて「コンサルテーション」のまま表現している。

果を正確かつ精緻なものとするための情報・データが利害関係者から提示されるなど、分析の質を高めるための有益な手段としても位置付けられ、かつ推奨されている。

また、後者（パブリック・コメント）に関しては、意見提出期限として一定期間（米国：60日以上、英国：12週間以上、カナダ30日以上）が設けられており、利害関係者などの準備時間が確保されていることや、収集された規制案及びそれに付随する RIA に対する個々の意見に関して、各規制所管府省がどのように対応したのかを RIA にも記載させるなどの運用がなされている。

3-1-58 規制制定過程の早期からの実施を推奨： コンサルテーション実施のタイミングとして、米国では規制策定過程の早期から実施することが重要であると指摘されている。また英国でも、制度として、「Initial」版 RIA の段階から非公式のコンサルテーションを実施することを求め、「Partial」版 RIA 段階では公式のコンサルテーションを実施することを求めている²⁵。

米国大統領令 12866

第 6 条 (a)(1) 各府省は規制制定過程内において、国民（public）に意義ある参画の機会を与える義務がある（shall）。可能であれば、特に「提案段階規則案の公示」の前に、各府省は規制により便益を受ける主体、及び負担が生じると考えられる主体の関与を求めるべきである（これらの主体には、州政府等を含む）。さらに各府省は提案されている規則に国民がコメントする十分な期間（60 日以上）を提供すべきである。

米国 OMB “Circular A-4” (2003)

RIA の設計・執筆等の段階で、規制により影響を受ける主体の意見、及び（規制の影響は受けないかも知れないが）当該規制に知見を有する主体の見解を求めるべきである。コンサルテーションの活用により、RIA に必要な点をすべて網羅すること、及び適切なデータを入手することが可能となる。早期のコンサルテーションが特に有益である。コンサルテーションを RIA の最終段階に限定すべきではない。

英国 Cabinet Office “Better Policy Making” (2003)

- 「Initial」版 RIA の前後：利害関係者、中小企業、政府機関、規制実施者などへ非公式のコンサルテーション
- 「Partial」版 RIA の前後：(上記主体への) 公式のコンサルテーション
- 「Partial」版 RIA には、コンサルテーション用の文書（RIA）が添付されていなければならない。コンサルテーションには十分な期間を設けること。

英国 “Code of Practice on Consultation (コンサルテーション実施要領)”

Revised 2004, Regulatory Impact Unit, Cabinet Office

- コンサルテーションの 6 つの基準
- 1. 規制制定過程を通じて広範にコンサルテーションを行うこと。その際、過程内に少なくとも 1 度は最短期間でも 12 週間の文書によるコンサルテーションの期間を設けること。
- 2. 規則案の内容、規制の影響を受ける主体、コンサルテーションにおける質問事項、対応期間を明示す

²⁵ 米国・英国におけるコンサルテーションの実施タイミングについては、図表 2-2-6「英国における規制制定過程と評価」30 頁、図表 2-2-7「英国における規制制定過程と評価」31 頁を参照。

- ること。
3. コンサルテーションは、明快であり、簡潔であり、広範に受け入れられるものであること。
 4. コンサルテーションで受領した意見及び政策に与えた影響についてフィードバックすること。
 5. コンサルテーションのコーディネーターなどを活用してコンサルテーションの有効性をモニタリングすること。
 6. RIA 実施を含め、コンサルテーションが「より良い規制」原則に則ったものであること。

カナダ Treasury Board Secretariat “ Benefit-Cost Analysis Guide for Regulatory Program ” (1995)

第2章 規制と規制に基づかない手段の選択 (13~14頁)

コンサルテーション

なぜ、カナダ国民に対するコンサルテーションはそれほど重視されるのだろうか。なぜ、他に行うべきすべてのことと統合して行われるべきなのか。いくつかの理由が存在する。

- ・コンサルテーションは、政府の目的をより良く、コストのかからない形で達成する方法を選択する手助けとなる。隠れた問題が指摘されたのなら、各府省は利害関係者によって提示された意見を公開すべきである。
- ・通常、利害関係者は、費用・便益の推計における正確さを高めるために利用可能な多くの情報を持っている。
- ・隠れた問題についてさらに知り、なぜそれが存在するのかについて知ることは、規制の遵守・執行を効果的・効率的に行う方法を検討するのに役立つ。
- ・多くの対話がなければ合意は得られない。政府は、常にすべての人を満足させることはできない(また、おそらくそうすべきではない)が、合意を得ることは規制の遵守を高めることにつながるであろう。また、カナダ国民に正しいメッセージを伝えることになる。

可能な限り広範囲な対象に対してコンサルテーションを行うべきである。一連の利害関係者(すべての利害関係者が理想的)の意見が反映されていることが特に重要である。

評価事例における取組実態

3-1-59 評価事例 (RIA) での言及方法は事例によりまちまち： 米国、英国における取組を見ると、コンサルテーションに関して、RIA の中に以下のような記述が設けられている事例がある。個々の評価事例により、記述項目・内容等はまちまちであり、特に定まった様式は存在していないと考えられる。また、記述の詳細さに関しても多様であり、コンサルテーションにおける個々の指摘事項等及びそれへの対応方法を詳細に記述する場合と、簡潔に記述される場合とがある。

- ・コンサルテーション実施状況の説明（実施回数等）
- ・コンサルテーション対象機関リストの提示
- ・コンサルテーションにて提示された意見の概要紹介
- ・コンサルテーションにて提示された意見の取扱い状況の説明

3-1-60 コンサルテーションの機会を活用してデータ等を収集： 米国 RIA ガイドライン、カナダ RIA ガイドラインが示すように、コンサルテーションの機会を利用して、RIA にて提示されている費用・便益の分析やそこで使用しているデータに関する利害関係者からのコメントを受けることは、比較的幅広く行われており、利害関係者等から直接提供されるデータは RIA の分析上で重要である旨、ヒアリングにおいても指摘されている。なお、このようなコンサルテーションの機会を通じてのデータ収集に関しては、利害関係者から提供されるデータの信頼性が課題と考えられるが、実務上では、同一事項に関して複数の主体から意見を聴取することにより、データの客観性を高める努力がなされている。

3-1-61 コンサルテーションの結果としての RIA 修正： また、下記事例にもみられるように、利害関係者からのコメントを受けた結果として、RIA が修正されることもある。以下、RIA における「コンサルテーション」に関する記述の事例を紹介する。

< 事例 >

▶ 米国住宅都市開発省 (HUD : Department of Housing and Urban Development) *“Economic Analysis of the Final Rule on Lead-based Paint”*

当該規制案による変化とその潜在的なインパクトが大きいことを踏まえ、HUD は、規制検討段階における市民の関与が重要と考えた。そして、3 種類の関与方法を設定した。

- ・利害関係者との協議 ： 広範な利害関係者との協議を計 3 回開催
- ・専門家との協議 ： 規制で言及している手法に関する「ガイドライン」作成のため
- ・検討タスクフォースの組成 ： 微妙な問題を検討するために利害関係者により組成

➤ 米国運輸省国家高速道路交通安全局 (DOT/NHTSA) “Final Economic Assessment, Tire Pressure Monitoring System FMVSS No. 138”

当該規制案が多くの製造業者に重大な影響を及ぼす旨のコメントが数機関から寄せられた。これらの指摘を踏まえて NHTSA は、スペアタイヤやアフターマーケット用のリムなどを、規制対象から外すことを決定した。

- ・ 特定部品市場協会 (Specialty Equipment Market Association) は、現状の規制案では、アフターマーケットにおける供給者の製品提供を制限することになると言及した。
- ・ 北米タイヤ協会 (Tire Association of North America) は、消費者の選択の幅を狭めることとなる現状の規制案により、多くの小企業が打撃を受けることになると言及した。
- ・ Ford 社は、本規制の対象を自動車製造業者が使用するタイヤに限定すべきと言及した。
- ・ Nissan 社は、取替用のタイヤも本規制案に含めるのは時期尚早であると言及した。

➤ 英国食品基準庁 (FSA) “The Processed Cereal-based Foods and Baby Foods for Infants and Young Children (England) Regulations 2004”

本規制案に関しては、利害関係者 (消費者、農業団体、食品添加物製造業者、食品製造業者) との 2 度のコンサルテーションが開催された (2002 年 3 月、10 月)。参加者のリストは補章 A に記載されている (注: 計 175 団体)。

これらのコンサルテーションによって得られた結果は、ブラッセルにおける交渉 (注: 本規制案は EU 指令の英国内適用に関するもの) に使用するとともに、「Partial」版 RIA を作成するのに用いられた。消費者グループからは、本規制案に関して広範な支持が示された。事業者からは、規制の費用に関する懸念が表明されたが、他方で、これまで法制度の規定外であった当該分野への規制の必要性への理解も示された。

➤ 英国副首相府 (ODPM) “The Building Regulation 2002 (Part B: Fire Safety) (Recognition of harmonized European system of fire testing)”

「Partial」版 RIA における便益要素

- ・ (最大の便益) 製造業者が欧州経済圏に新基準適合品として出荷できること ... 定量
- ・ (その他の便益) その他の競争上のメリット ... 定量
- ・ (小規模の便益) 火災による死傷者の減少 (長期的) ... 定性

「Full/Final」版 RIA における便益要素

- ・ (最大の便益) 建設資材が新基準適合品とみなされること ... 定性
- ・ (その他の便益) 製造業者が欧州経済圏に新基準適合品として出荷できること ... 定量 (額は変更)
- ・ (小規模の便益) 火災による死傷者の減少 (長期的) ... 定性

(7) 規制の見直し・レビュー

評価ガイドライン等における規定事項

3-1-62 【英国・豪州・ニュージーランド】RIA ガイドラインで要請： 英国 RIA ガイドライン、豪州 RIA ガイドライン、ニュージーランド RIA ガイドラインでは、規制所管府省に対して、当該規制が制定されてから一定期間経過後に規制の見直しを行うことを要請しており、特に英国及び豪州については、その内容・実施時期等について、個々の RIA 上に記載するよう求めている（なお、米国 RIA ガイドラインにはこうした規制の見直しに関する記述は存在しない）。

3-1-63 【英国】「Partial」版の段階で検討し「Full/Final」版で具体的内容を記載： 英国 RIA ガイドラインでは、「Partial」版 RIA の段階で、モニタリングと事後評価の内容と実施時期を検討し、「Full/Final」版 RIA の段階では、「××政策の評価の一部として、の時点で実際の費用と便益を検証する」等のように、RIA 上に具体的に記載・明記するように求めている。

英国 Cabinet Office “Better Policy Making” (2003)

第 2 章 「Initial」版 RIA：早期の政策立案段階（29～30 頁）

モニタリングと評価

3.28 導入を検討している規制について、そのモニタリングと評価の方法を調整すること。RIA 報告書には、その内容と実施時期を明記することが求められる。中長期的には、これらの情報は、政策形成過程にフィードバックされるべきで、その方法を事前に確立しておく必要がある。

3.29 モニタリングと評価では、RIA で算定した費用、便益は正しいものであったか、また導入した規制は問題の解決に寄与したか、を検討すべきである。そのため、モニタリングと評価は、本来的には RIA の作成過程に関与していない第三者が行うべきである。ただし、政策レベルの視点から評価を行う際には、当該 RIA の作成過程に関与したものが、評価作業に関与しても構わない。

3-1-64 英国会計検査院も内容をチェック： 規制所管府省が自ら実施することが求められている規制の見直しについて、RIA 上に記載される当該情報は、英国会計検査院（NAO: National Audit Office）が実施するメタ評価の審査項目の 1 つにもなっている。NAO は、当該規制の将来時点における見直しの重要性を視野に入れつつ、RIA 上に次の項目についての説明を明記するよう、メタ評価報告書「RIA 評価概要報告²⁶」の中で求めている。

²⁶ 英国 NAO (2004), *Evaluation of Regulatory Impact Assessments Compendium Report 2003-04*

- いつ見直しを行うのかについての説明はあるか。
- どのようにデータを収集するのかについての説明はあるか。
- どのように規制の遵守をモニタリングするのかについての説明はあるか。
- 見直しに際してどのような専門性が求められるのかについての説明はあるか。

3-1-65 【豪州】記載すべき複数の視点を RIA ガイドラインで提示： 豪州 RIA ガイドラインでは、RIA に「導入と見直し」の分析項目を設けて、当該規制案の見直しに関する事項を記載するよう求めている。具体的には、規制案の検討過程において、「規制の見直し条項や時限条項の規定」、「利害関係者への定期的なコンサルテーション実施」、「規制に関する定期的な報告の実施」等について、実施可能性の観点から検討することが求められている。

豪州 Productivity Commission “A Guide to Regulation” (1998)

チェックリスト「導入と見直し」 (D17～18頁)

アイテム 4 「最適な規制案を、どのように、またどのタイミングで評価するのか」

アイテム 5 「規制案が効力を持つようになる場合、規制の見直し条項が含まれているか」

規制案のレビューの際には鍵となる次のような事項について検討されなければならない。

- ・規制案導入の前提となった問題は未だ存在しているか。
- ・規制の目的は問題解決に照らして合致するものか。
- ・規制の導入による影響は、期待通りのものであったか。副次的な影響は無いか。
- ・さらなる追加措置は必要か。

3-1-66 豪州生産性委員会が、導入された規制の遵守状況をモニタリング： また、豪州における RIA 制度を所掌する生産性委員会 (PC : Productivity Commission) では、前年度に導入された規制の遵守状況を毎年モニタリングし、その結果を年次報告書「規制とその見直し²⁷」を通じて報告している。この年次報告書では、「規制が競争を阻害していないか」、「RIA の内容は適当な水準か」、「規制に関わる課題は無いか」等の点についても適宜言及することが求められている。これらのモニタリングを通じて「最良の規制の成果の実現」(achieve best practice regulatory outcomes)を図ることが、生産性委員会が年次報告書を作成することの 1 つの目的となっている。

²⁷ 最新の年次報告書は、豪州 PC (2003), *Regulation and its Review 2002-2003*

3-1-67 【ニュージーランド】利害関係者との良好な関係構築が目的の 1 つ： ニュージーランド RIA ガイドラインでは、規制の見直し条項を規制案に含めることの意義について「制度的な見直しの実施を通じた規制目的の達成」と「利害関係者との良好な関係構築」にあると説明している。そのため、規制案に関する利害関係者とのコンサルテーションに際して、規制の見直しに関する考え方を利害関係者に対してきちんと説明することを求めている。

ニュージーランド Ministry of Commerce

“A Guide to Preparing Regulatory Impact Statements” (1999)

第 2 部 RIA 作成の推奨ガイドライン

パブリックコンサルテーション

サンセット条項に関するコンサルテーション (Consultation on Sunset Clauses) (21 頁)

111. サンセット条項は、事前に設定された時期、若しくは何らかの事態が発生した時に、自動的に当該規制が廃止、若しくは見直しが行なわれるというものである。
112. サンセット条項を設けることの主たる目的は、規制目的の達成のために最適なメカニズムを確保するため、規制の制度的な見直しを行う強いインセンティブを課すことである。…
113. サンセット条項は、何について、いつ見直しを行うのかについて、明確なシグナルを与えることになる。そのことにより、利害関係者は、見直しに向けた準備や継続的な関与が可能となり、このことを通じて、利害関係者をないがしろにしている、との批判が行なわれる危険性を回避することにもなる。
114. こうした理由に基づき、規制案のコンサルテーションを行う際には、担当者は利害関係者に対して、サンセット条項に関する考えを明確に説明するべきである。

評価事例における取組実態

3-1-68 【英国】記述されていない場合も： 英国 RIA ガイドラインで求められている規制の見直しに関する方針について、実態的には「Full/Final」版 RIA の段階であっても、当該項目に関する記載がない場合がある。また、RIA 上に規制の見直しに関する項目が記載されている事例の大半は一定期間経過後に実施する評価の「主体」、「実施時期」、「結果の活用方法」等に関する記述で、同ガイドラインが求めているような評価の内容について具体的に明記している事例は少ない。

- 英国運輸省 (DfT) “*The Railways (Interoperability) (High-Speed) Regulations 2002*”
規制の遵守状況のモニタリングは、健康安全執行部 (Health and Safety Executive) が行う。評価の実施主体には利害関係者が関与することを予定。評価の結果は、基準を再検討する際の情報として活用する。
- 英国保健省 (DOH) “*EU Directive 2001/37/EC on the Manufacture, Presentation and Sale of Tobacco Products*”
評価を実施するに際して、専門家の委員会を設置して、2004 年末までに報告書を作成する。評価では、科学的、技術的な視点からの知見を充実すると共に、ラベル規制が消費者のたばこの購入行動や喫煙行動に与える影響について検討する。
- 英国環境・食糧・農村地域省 (DEFRA : Department for Environment Food and Rural Affairs) “*Natural Mineral Water, Spring Water and Bottled Drinking Water (Amendment) (England) Regulations 2003*”
規制の遵守状況について、事業者と定期的にコンタクトを取ることを予定 (明確な見直し時期やその実施内容は記述せず)。

3-1-69 【豪州】生産性委員会が規制の見直し時期について助言： 豪州の評価事例の多くは、豪州 RIA ガイドラインの要請通り、規制の見直しに関する項目が設定されている。その記述内容は個別の事例によって異なるものの、一部の RIA において、生産性委員会の助言を得て規制の見直し時期に関する考えを修正したとする事例が見受けられた。

- 豪州交通・地域サービス省 (Department of Transport and Regional Services) “*Trade Practices Amendment (International Liner Cargo Shipping) Bill 2000*”
生産性委員会による“国際コンテナ輸送の分野は情勢の変化が大きいため、5 年後の 2005 年に見直すことが適当であると考え (その時点で、本 RIA の結論の前提となっている輸送技術や制度が大きく変化していないかを検証する必要がある)”との助言を踏まえ、見直し時期を設定した。

(8) 中小企業へのインパクト

評価ガイドライン等における規定事項

3-1-70 英国、豪州は RIA ガイドラインで、米国は規制制定手続関連法令で、分析を要請：

英国 RIA ガイドライン、豪州 RIA ガイドラインでは、「中小企業へのインパクト」を分析し、RIA に記載する規定を設けている。大企業に比べて規制のインパクトを相対的に大きく受けることとなる中小企業について、そのインパクトに関する分析を事前に行うことにより、過度な負担を課さないようにするというのがその趣旨である。

一方、米国では、RIA 制度そのものの要請ではなく、規制制定過程において規制所管府省がとるべき行動等を規定している関係法令により、規制導入がもたらす中小企業へのインパクトを分析することが求められている。

3-1-71 【英国】RIA 作成過程の中で 2 段階に分けて分析実施： 英国では、RIA 作成過程

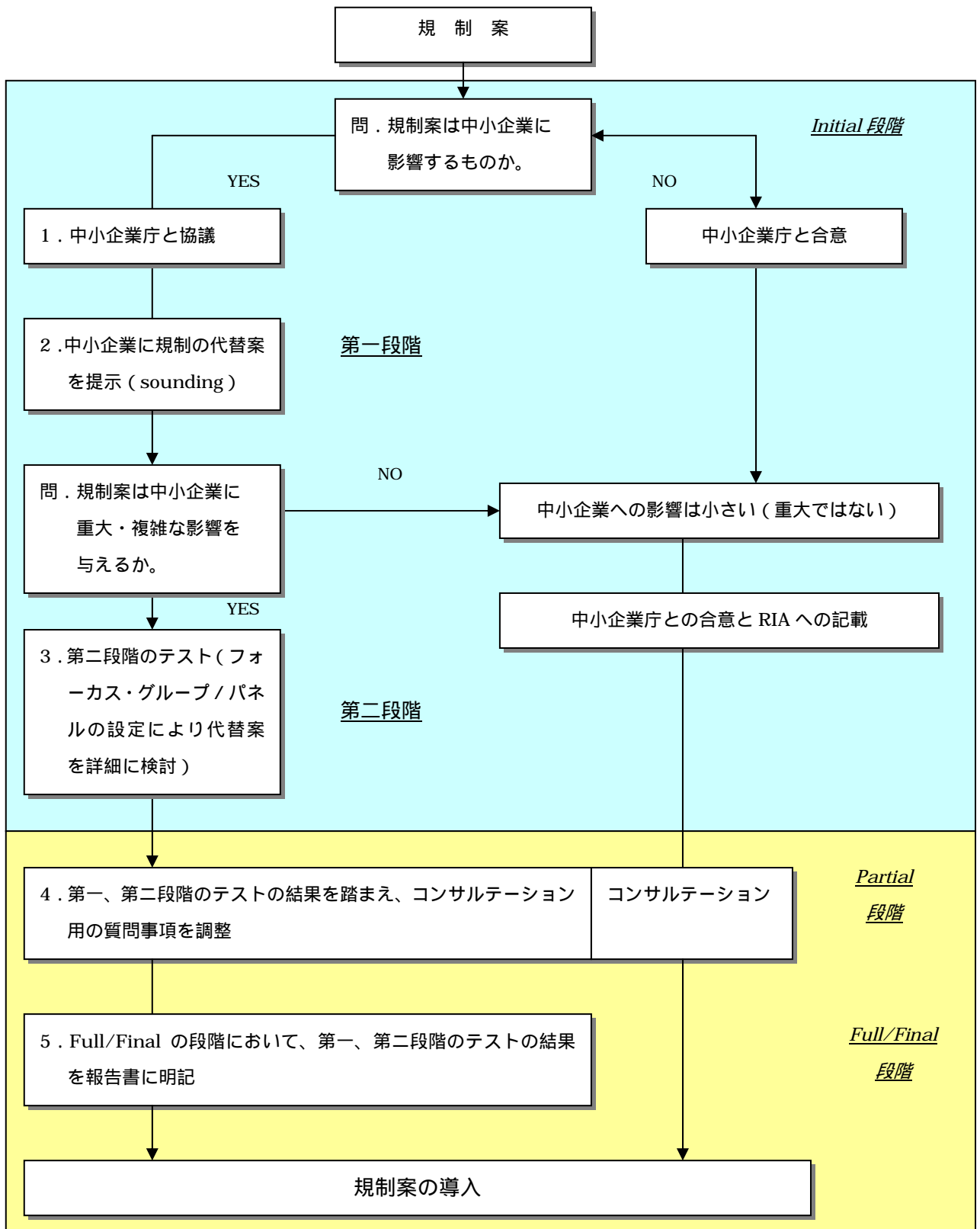
の中で、『中小企業²⁸影響テスト』(Small Firms' Impact Test)を実施すること、若しくは、規制案の導入により影響を受けるであろう複数の中小企業や中小企業団体と非公式協議を行うことが義務付けられている。

まず第一段階として、RIA 作成過程の初期段階(「Initial」版 RIA の作成段階)において、導入を想定している規制案とその代替案を、規制対象となる中小企業に対して提示する。この際には、書面等による通知ではなく、「フォーカス・グループ形式」のヒアリングや「対面式ミーティング」により、規制所管府省と中小企業とが直接的に対話することが推奨されている。この段階において、規制所管府省の判断により、中小企業に与える影響について「重大・複雑な影響を与えない」ことが見込まれる場合には、ここでテストが終了する。反対に「影響を与える」ことが見込まれる場合に限り、次の段階に移行する。

第二段階では、規制案の導入によって影響を受けると想定される中小企業を対象にした「電話での聞取調査」や「フォーカス・グループ形式」、「パネル形式」のヒアリングの機会を通じて、特に新たな代替案の設定の可否を中心として、詳細な検討が行われる。なお、ここで検討される新たな代替案や、規制案導入のタイミング・方法等の検討については、通常、「Partial」版 RIA の作成段階で実施されるコンサルテーションを通じて行われ、最終的な結論が導出される手続きとなっている。なお英国 RIA ガイドラインでは、上記分析の過程において適宜、貿易産業省の中小企業庁(SBS: Small Business Service)に対してアドバイスを求めることを推奨している。

²⁸ 中小企業影響テストにおいて想定している「中小企業」の定義について、RIA ガイドラインでは、「従業員 50 名以下」で「株式の 25%以上が大企業の所有」かつ「年間総売上高が 4.44 百万ポンド(約 9 億円)以下、またはバランスシート上の実績値が 3.18 百万ポンド(6 億 5 千万円)以下」の企業と定義している。

図表 3-1-3 英国における「中小企業影響テスト」



3-1-72 【豪州】規制遵守費用と追加的に発生する書類作成作業負担に配慮： 豪州 RIA ガイドラインでは、規制案導入による中小企業への影響について、特に「規制遵守費用」と「書類作成（Paperwork）作業負担」に与える影響を中心に分析することが求められている。

豪州 Productivity Commission “A Guide to Regulation”（1998）

チェックリスト「導入とレビュー」（D15～17頁）

アイテム 3 「事業者への影響は何か（中小企業へ影響を含む。）どのように規制の遵守や書類作成作業負担を最小化するのか」

- ・ 事業者への影響を企業の規模別に明確化すること。そして「規制遵守費用」と「書類作成の負担」をいかにして最小化するかを検討すること。
- ・ 規制遵守費用は一般的に「一回限りの費用（one-off costs）」と「継続して発生する必要（recurring and ongoing costs）」に分割される。
- ・ 下表の例のように、「一回限りの費用」と「継続して発生する費用」は、それぞれどのぐらいの金額か、また各費用はどの規模の企業が負担するのかを明確にする必要がある。そうしなければ、結果として経済的な非効率を生むことになる。

規制遵守費用の推計例（単位：豪ドル）

“一企業当たりの負担が少なくても、企業数が多いと総額は大きくなる”

規制遵守費用の累計	小規模企業	中規模企業	大企業	計
一回限りの費用	90,000	9,000	1,500	100,500
継続して発生する費用	60,000	9,000	2,000	71,000
計	150,000	18,000	3,500	171,500

3-1-73 【米国】相当数の中小企業に重大な影響を与える規制の場合に実施： 米国における連邦政府各府省は、「規制柔軟性法」（Regulatory Flexibility Act）に基づき、「相当数の中小企業²⁹に重大な影響を与える規制」を対象に、規制柔軟性分析（Regulatory Flexibility Analysis）を実施することが求められており、同分析の中で規制案導入による中小企業へのインパクトを分析している。また「規制導入による中小企業へのインパクトの分析に関する大統領令 13272」では、同分析の対象となる規制案について、事前に中小企業庁施策広報長官（Chief Counsel for Advocacy of the Small Business

²⁹ 中小企業法（Small Business Act）では、中小企業の定義を「独立した地位にある者によって所有・運用される企業で、市場における独占力を有しないもの」としている。また、そのような企業の規模の基準（販売規模別）については、北米産業分類システム（North American Industry Classification System：NAICS）の分類に準拠する形式で、中小企業庁の通達（Small Business Size Regulations）に規定されている。

Administration) に報告すること、同長官による規制案に対する勧告を十分に検討することを求めている。

米国“規制柔軟性分析”に必要な項目

“Regulatory Flexibility Act (5 U.S.C. chapter 6), Sec. 604. - Final regulatory flexibility analysis”

- (1) 規制の必要性、目的
- (2) パブリック・コメントから明らかになった重大な課題、その課題に対する規制所管府省の評価の要約及び規制案への反映状況
- (3) 規制の対象となる企業数(記載しない場合にはその理由)
- (4) 規制遵守項目及び中小企業の規模別の遵守項目の説明
- (5) 中小企業への影響を最小化するための規制所管府省の取組み

ただし、規制柔軟性分析の結果「当該規制案は中小企業に対して重大なインパクトを与える」という結果が得られた場合でも、当該規制案を廃止する義務はなく、また規制案の影響を受ける中小企業が規制案の見直しを求める手続きに関する規定も規定されていなかったことから、実際には規制柔軟性法の趣旨が、規制所管府省の規制制定過程に十分に反映されていないとの反省があった³⁰。

そこで、1996年に「中小企業への規制執行公正法」(Small Business Regulatory Enforcement Fairness Act)が新たに施行されることとなった。同法により、規制柔軟性分析の対象となる「主要な規制」については、中小企業から情報を収集することや、中小企業が当該規制案の見直しを要求できることが新たに規定された。また、環境保護庁と労働省(労働健康安全局)については、中小企業への配慮に関し、規制所管府省、OMBの担当者、中小企業庁の代表からなるパネルにおいて、詳細に検討されることが義務付けられることとなった³¹。

³⁰ 「中小企業への規制執行公正法」策定に関する中小企業庁のウェブサイトより。
http://www.sba.gov/advo/archive/sum_sbrefa.html

³¹ 米国 RIA ガイドラインでは、環境省、労働省以外の府省についても、規制制定過程において、こうしたパネルを設置し、検討を行うことが望ましいと指摘している(米国 RIA ガイドライン 43 頁)。

評価事例における取組実態

3-1-74 【米国】タイトルとして“Regulatory Flexibility Analysis”と明記： 規制柔軟性法等に基づいて、規制導入による中小企業への影響を分析している事例では、そのタイトルとして“Regulatory Flexibility Analysis”という表現が明記されている。RIA 中の扱いとしては、別個の分析項目として立てられている場合と、RIA で定められている分析項目の中で結果に言及している場合とがある。前者の場合、規制案の導入によって影響を受ける中小企業を抽出して分析しており、一方後者の場合、規制案の導入によって影響を受ける企業全体の中に、企業規模別カテゴリーを設定して、その中で中小企業への影響を分析している。

▶ 米国労働省鉱山安全健康局 (DOL/MSHA : Department of Labor, Mine Safety and Health Administration) “*Training and Retraining of Miners Engaged in Shell Dredging or Employed at Sand, Gravel, Surface Stone, Surface Clay, Colloidal Phosphate, or Surface Limestone Mines; Correction*”

第 5 章「規制柔軟性法の基準と初期の規制柔軟性分析」において、規制柔軟性法に基づく分析結果を記載している。ここでは、規制案導入による規制遵守費用と収入のそれぞれの増加額を比較する「審査手法」(Screening Approach) による分析の結果、「当該規制は中小企業への特別の影響は無い」との結論を導いている。

▶ 米国運輸省連邦自動車運送安全局 (DOT/FMCSA) “*Regulatory Impact Analysis and Small Business Analysis for Hours of Service Regulations*”

第 10 章「事業者への影響」において、規制案導入による企業の収入に与える影響を、事業者の(運行するトラックの車両数の)規模別に 7 つのカテゴリーを設定して分析している。このうち、5 つのカテゴリーは、中小企業庁の定義する中小企業に区分されるもので、この分析の中で規制案導入による中小企業への影響分析を行っている。

3-1-75 【英国】実施は義務付けられているが方法は様々： 英国 RIA ガイドラインでは、『中小企業影響テスト』の手順が明記されているが、具体的な方法は「中小企業庁との協議による」と規定するのみである。以下は、個々の評価事例 (RIA) における記載内容である。

▶ 英国運輸省 (DfT) “*Measures against air pollution by emissions from heavy duty vehicles*”

直接の影響を受ける国内企業 6 社はいずれも大企業であるため、「中小企業に対するインパクト分析」は実施していない。

▶ 英国保健省 (DOH) “*Full Regulatory Impact Assessment Health and Social Care (Community Health and Standards) Bill*”

中小企業に対するコンサルテーションを実施して理解と納得が得られたことから、規制案は中小企業に重大な影響を与えるものではない。

- ▶ 英国健康安全執行部（HSE）“Physical Agents（Vibration）Directive2002/44/EC”
 中小企業への影響を分析するため6社とコンタクトを取り、うち4社からは「振動による従業員への影響はない」、「振動の身体への影響を測定する方法を知らない」との回答が得られた。残る2社も「規制案に対応した社内プログラムの策定に数日を要する」との回答があった程度であった。これらの結果から、「中小企業への規制案の影響は少ない」と考えられる。
- ▶ 英国雇用・年金省（DWP：Department for Work and Pensions）“The Disability Discrimination Act, Access to goods, services and facilities Regulatory Impact Assessment”
 17の中小企業に対して「規制案の導入によって見込まれる便益と費用」についての質問を実施した。結果、11の企業から回答が得られた。どの企業も障害者を顧客とする企業であり、規制案に規定する事項については、既にある種の対策が講じられていることが判明した。

3-1-76 【豪州】分析結果のみを記載： 豪州 RIA ガイドラインでは、中小企業への影響について、「規制遵守費用」と「書類作成作業負担」に注力して分析を行うことを求めているが、実際の評価事例では、こうした詳細分析を行った形跡は確認できず、分析結果のみが記載されている。また、調査対象としたすべての評価事例において中小企業への影響について言及しているわけではなく、一部の事例においてのみ記述がある。

- ▶ 豪州農林水産省（Department of Agriculture, Fisheries and Forestry）“Fisheries Legislation Amendment Bill（No.1）1999”
 漁場における持続可能な資源利用に関するルールを新たに設定する当該規制は、現行法に規定する各種の運用手続きを基準に執行するため、新たな費用 新たな免許の設定・政府の規制遵守に関する管理・書類作成作業の追加的負担 は、事業者・政府の双方において発生しない。
- ▶ 豪州農林水産省（Department of Agriculture, Fisheries and Forestry）“Mushroom Research and Development and Marketing Levy”
 中小企業に対して特別な影響を与えない。本規制案の導入によって取り組まれることとなる調査研究の費用負担割当制度では、企業規模に応じて分担額を設定することになっているからである。

(9) 競争状況へのインパクト

評価ガイドライン等における規定事項

3-1-77 英国・豪州の RIA ガイドラインに記載： 英国 RIA ガイドライン、豪州 RIA ガイドラインでは、規制実施府省が導入しようとしている規制がもたらす競争状況へのインパクトについて、RIA に記載するよう求めている。

3-1-78 【英国】9つのチェック項目を利用： 英国では、RIA 作成過程の中で、すべての規制案について、『競争アセスメント』(Competition Assessment) を実施することが義務付けられている。

まず、RIA 作成過程の初期段階(「Initial」版 RIA の作成段階)において、導入を想定している規制案について、図表 3-1-4 の 9 つのチェック項目(はい・いいえの 2 択式)によって構成される“フィルター・テスト”(Competition Filter Test) が実施され、それを通じて「影響を受ける市場」、「各市場の特性」、「市場への想定外の影響の概要」の分析が行われる。

図表 3-1-4 英国における「フィルター・テスト」

質問事項	回答 はい/いいえ
問 1 (規制の影響を受ける市場において)10%以上の市場シェアを占める企業はあるか。	はい/いいえ
問 2 (規制の影響を受ける市場において)20%以上の市場シェアを占める企業はあるか。	はい/いいえ
問 3.(規制の影響を受ける市場において)上位 3 つの企業の市場シェアの合計は 50%以上になるか。	はい/いいえ
問 4. 規制導入コストは、ある特定の企業に対して大きな負担を強いるものでないか。	はい/いいえ
問 5. 規制はマーケットの構造に影響を与える可能性はあるか。市場内の企業数に影響するか。	はい/いいえ
問 6. 規制の導入は、新規参入企業や潜在参入企業のみが負担を強いられるセットアップコスト (Setup Cost) の高騰をもたらすものでないか。	はい/いいえ
問 7. 規制の導入は、新規参入企業や潜在参入企業のみが負担を強いられる運営コスト (Ongoing Cost) の高騰をもたらすものでないか。	はい/いいえ
問 8. 当該規制が対象とする市場は急激な技術変化の影響を受けるか。	はい/いいえ
問 9. 規制は企業の価格、品質、流通等の選択肢を規制するものか。	はい/いいえ

資料) CAO (2003), *Better Policy Making: A Guide to Regulatory Impact Assessment* 66 頁

3-1-79 分析は、簡易・詳細の 2 段階で実施： すべての規制案を対象に実施するフィルター・テストは「簡易評価」と称されるもので、最終的には“はい”の数が“いいえ”の数を上回るかどうかという基準によって評価がなされる。“はい”の数が“いいえ”を上回る場合には、当該規制の特性に応じた個別の分析である「詳細評価」が行われることになっている。

フィルター・テストの実施前及び実施の過程において、規制所管府省の原課担当者は、府省内規制インパクトユニット・エコノミスト、公正貿易室（OFT：Office of Fair Trading）等の専門部局に事前に相談すること及び必要に応じて支援を受けることが求められている。

英国 Cabinet Office “Better Policy Making”（2003）

補章 3 競争アセスメント（68 頁）

詳細評価（The detailed assessment）

詳細評価において行うこと

- ・ 想定されるすべての影響を分析（関連するセクター等への影響を含む）
- ・ 上記の影響は競争に影響するものかどうかを分析
- ・ 各代替案を競争に与える影響の観点から比較分析

一般的な詳細評価の手順

- ・ 規制の導入によって影響を与える市場の特定化
- ・ 対象に特定した市場の現在の競争状況、性質の分析
- ・ 規制導入による市場への影響を分析

詳細評価に必要な情報を収集するためには、コンサルテーションの実施が必要である。

3-1-80 【豪州】競争制限を行う規制案を導入する際に競争分析を実施： 豪州 RIA ガイドラインでは、他の方法では想定される目的が達成できない場合を除き、市場競争を制限する規制案を禁止している。仮に、競争制限を行う規制案を導入する際には、規制がもたらす費用・便益の分析段階において、規制案導入による副次的な影響について別途分析するよう求めている。このように競争制限を行う規制案の導入を原則として禁止することは、豪州連邦政府全体の合意（CPA：Competition Principles Agreement）に基づいている。

3-1-81 【米国】RIA ガイドラインにおける経済的規制の扱い： 米国における RIA では、前述の英国や豪州の例のように、RIA において「競争状況へのインパクト」に関する分析を行うことは求められていない一方で、経済的規制（Economic Regulation）³²については、競争市場への影響（妨げ）を中心に詳細に分析することにより、当該規制の必要性を厳密に検討することが求められている。以下は米国 RIA ガイドラインにおける該当部分の記述である。

米国 OMB “Circular A-4”（2003）

B. 連邦規制措置の必要性（6頁）

経済的規制に対する反論の余地

政府措置は凶らずも有害なものになる場合があり、仮に有効な規制措置であっても、市場の効率性の妨げとなる場合もある。そのため、ある種の規制措置に対する反論がなされる余地が存在する。経済理論、実際の経験双方にかんがみると、以下に示す規制措置については、規制の必要性に関して殊更に厳しく分析して立証されなければならない。

- ・ 競争市場における価格統制
- ・ 競争市場における生産・販売割当
- ・ 財・サービスに関する義務的・画一的な品質基準 - 任意基準や、購入者・使用者に対する危険関連情報の開示を通じて、十分な対処がなされ得ない場合 -
- ・ 雇用調整、市場参入規制

³² なお、OMB（2002）、*Reports to Congress on the Costs and Benefits of Federal Regulations* では、「経済的規制（Economic Regulation）」について、“事業者が生産する財・サービスの価格・数量を制限する行為、若しくは、特定産業における事業者の参入・退出を制限する行為”としている。

評価事例における取組実態

3-1-82 【英国】 記述されていない場合も： 英国 RIA ガイドラインで求められている競争アセスメント結果の RIA への記載について、評価事例の実態を見ると、当該分析項目自体存在しない事例も数多く存在する。また、同ガイドラインでは、フィルター・テストを通じた分析を要請しているが、テスト結果（簡易及び詳細）に関する記載がなされている事例と、そうでない事例とが混在している状況である。

- 英国運輸省（DfT）“*Proposal for an offence of using a hand-held mobile phone while driving*”
「競争政策上の視点」、「公平性の視点」からの分析が行われている。結論として、本規制案はいずれにも影響を与えるものではないとしている。
- 英国運輸省（DfT）“*European agreement on the organization of working time of seafarers*”
「競争政策上の視点」からの分析が行われている。結論として、本規制案は EU 域内で適用されるため、及び EU 域外においても同基準は適切なものであるため「競争政策上の視点」に影響を与えるものではないとしている。
- 英国環境・食糧・農村地域省（DEFRA）“*The Potato Industry Development Council (Amendment) Order*”
フィルター・テストの結果はすべて「いいえ」であった。よって市場の競争に影響を与えないと考えられるため「詳細評価」も行わない（RIA にはフィルター・テストの結果が掲載）。
- 英国食品基準庁（FSA）“*The Meat HACCP Regulations 2002*”
フィルター・テストの結果は総じて「市場の競争に与える影響はネガティブである」との結果であった。しかし、本規制によって導入される HACCP の基準は EU 全域で適用されることから、本規制案は市場に特別の影響を与えるものではないと考える。

3-1-83 【豪州】 記述されていない場合も： 豪州 RIA ガイドラインで求めている市場競争を制限する規制案による副次的な影響についての分析を実施している事例は、今回の調査対象では確認できず、一部事例において競争環境への影響について言及しているケースが見られた。

- 豪州農林水産省（Department of Agriculture, Fisheries and Forestry）“*Mushroom Research and Development and Marketing Levy*”
RIA 内の「競争政策」（Competition Policy）の項目において言及。規制案はきのこ栽培産業全般に適用されるが、業界内での競争環境に影響を与えるものではないとの記述を行っている。
- 豪州司法省（Attorney-General）“*Electronic Transactions Bill 1999*”
RIA 内の「競争制限」（Restriction on competition）の項目において言及。規制案は国内外の企業の参入促進を通じた有効な競争環境の実現を意図するものであり、競争を制限する可能性は極めて低いとの記述を行っている。